

平成22年度

定期監査結果報告書

(一般会計及び特別会計)
(公営企業会計)

平成23年9月

北海道監査委員

平成22年度 定期監査結果報告書

目 次

第1	監査の概要	1
1	監査の実施部局及び実施期間	1
2	監査の主眼	1
3	監査の実施方法	1
4	監査結果の区分	2
第2	一般会計及び特別会計に係る定期監査結果	2
1	指摘事項等の件数	2
2	監査の結果	3
(1)	不適切な会計処理を行っていたもの	3
(2)	経済性、効率性及び有効性の観点から是正又は改善を求めたもの	4
ア	予算に係る事項	4
イ	支出に係る事項	4
(ア)	諸手当	4
(イ)	旅費	5
(ウ)	需用費	5
(エ)	使用料及び賃借料	6
ウ	契約に係る事項	6
(ア)	委託契約	6
(イ)	その他の契約	7
エ	財産に係る事項	7
(ア)	公有財産	7
(イ)	物品	7
オ	工事（技術）に係る事項	8
(ア)	設計	8
(イ)	積算	9
(ウ)	施工	9
(3)	合規性の観点から是正又は改善を求めたもの	10
ア	予算に係る事項	10
イ	収入に係る事項	11
(ア)	収入未済額が多額となっているもの	11
(イ)	収入事務の取扱いが適切でないもの	11
ウ	支出に係る事項	15
(ア)	諸手当	15
(イ)	賃金	16
(ウ)	報償費	17
(エ)	旅費	18
(オ)	需用費	19
(カ)	役務費	19

(キ) 委託料	20
(ク) 使用料及び賃借料	21
(ケ) 負担金、補助及び交付金	22
(コ) その他の支出	25
エ 契約に係る事項	25
(ア) 工事契約	25
(イ) 委託契約	26
(ウ) その他の契約	31
オ 財産に係る事項	33
(ア) 公有財産	33
(イ) 物品	34
カ 工事（技術）に係る事項	38
(ア) 設計	38
(イ) 積算	39
(ウ) 施工	41
(エ) その他	43
(4) 経営に係る事業の管理について是正又は改善を求めたもの	43
(5) 交通事故等が発生しているもの	44
ア 公用車の交通事故	44
イ その他行政事故等	44
(6) その他是正又は改善を求めたもの	44
第3 公営企業会計に係る定期監査結果	47
1 指摘事項等の件数	47
2 監査の結果	47
(1) 経済性、効率性及び有効性の視点から是正又は改善を求めたもの	47
契約に係る事項	47
(2) 合規性の視点から是正又は改善を求めたもの	47
ア 収入に係る事項	47
イ 支出に係る事項	48
(ア) 報酬	48
(イ) 賃金	48
(ウ) 旅費	48
ウ 契約に係る事項	49
(ア) 工事契約	49
(イ) 委託契約	49
(ウ) その他の契約	50
エ 財産に係る事項	50
(ア) 固定資産等	50
(イ) 物品	51
(3) 経営に係る事業の管理について是正又は改善を求めたもの	51
(4) その他是正又は改善を求めたもの	51

第1 監査の概要

1 監査の実施部局及び実施期間

監査は、全443監査実施部局について、一般会計及び特別会計にあつては平成22年11月から平成23年7月までの間に、公営企業会計にあつては平成23年1月から6月までの間にそれぞれ実施した。

2 監査の主眼

監査は、平成22年度に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、経済性、効率性及び有効性並びに合規性の視点から、次の事項に重点を置いて実施した。

- (1) 共通事項
 - ア 債権の管理等について
 - イ 修繕工事の執行について
 - ウ 入札の手續について
 - エ 業務委託の執行について
 - オ 物品の調達と管理について
 - カ 工事（技術）の執行について
 - キ 補助金の執行について
 - ク 財産の管理について
 - ケ ソフトウェア資産の管理について
- (2) 公営企業会計
 - ア 病院事業の経営の健全化について
 - イ 工業用水道事業の経営の健全化について

3 監査の実施方法

監査は、次の方法により実施した。

- (1) 全443監査実施部局のうち、219監査実施部局については実地監査を実施し、224監査実施部局については書面監査を実施した。

会計	監査実施部局名	本庁	出先機関等	計	計	
					実地監査	書面監査
一般会計及び特別会計	知事部局	9	46	55	49	6
	各種委員会等事務局	5	—	5	5	—
	教育庁	1	297	298	118	180
	警察本部	1	74	75	37	38
	計	16	417	433	209	224
公営企業会計	知事部局 (病院事業会計)	1	8	9	9	—
	企業局 (電気事業会計及び工業用水道事業会計)	1	—	1	1	—
	計	2	8	10	10	—
合計		18	425	443	219	224

- (2) 実地監査については、監査実施部局から監査資料の提出を求めるとともに、監査実施部局に赴いて、抽出の方法により事務事業を選定し、決定書、支出（支払）証拠書類その他関係書類の審査、関係職員に対する事情聴取を行い、さらに関係人調査などによって、その内容を確認する方法により実施した。

また、監査の牽制効果を高めるために、当初書面監査の対象として通知した監査実施部

局のうち、5 監査実施部局について実地監査に変更して実施した。

なお、定期監査実施前に9 監査実施部局の23出先機関等について、実地監査と類似の方法で予備監査を実施した。

- (3) 書面監査については、監査実施部局から監査資料、支出（支払）証拠書類等の提出を求めて書面審査を行うとともに、関係人調査などによって、その内容を確認する方法により実施した。

4 監査結果の区分

監査の結果については、是正又は改善を求めることとした事項を次により指摘事項、指導事項及び検討事項に区分した。

なお、指摘事項については、監査実施部局名を記載することとした。

《指摘事項》

- (1) 法令、条例、規則又は通達に違反しているもの
- (2) 収入確保に適切な措置を要するもの
- (3) 予算を目的外に支出しているもの
- (4) 予定価格の積算に誤りがあるもの
- (5) 経済性、効率性及び有効性の視点から改善を要するもの
- (6) 経営の健全化を図る必要があるもの又は事業の管理運営に改善を要するもの
- (7) 火災事故等が発生しているもの

《指導事項》

指摘事項に該当するもののうち軽易と認められるもの

《検討事項》

改善を求める事項の発生が制度に起因していると認められるものなどで、その改善について検討を要するもの

第2 一般会計及び特別会計に係る定期監査結果

1 指摘事項等の件数

監査の結果、一般会計及び特別会計に係る433監査実施部局のうち、財務に関する事務の執行が総体として適正であると認められた部局は313監査実施部局、是正又は改善を求めた監査実施部局は120監査実施部局であり、指摘事項、指導事項及び検討事項としたものの件数は、次のとおりである。

区 分	指摘事項	指導事項	検討事項	計
予 算	10 (6)	6 (8)	1 (0)	17 (14)
収 入	19 (12)	24 (16)	1 (2)	44 (30)
支 出	42 (38)	76 (62)	5 (1)	123 (101)
契 約	44 (53)	58 (65)	3 (4)	105 (122)
財 産	7 (1)	40 (22)	3 (2)	50 (25)
工事(技術)	14 (2)	51 (15)	2 (9)	67 (26)
経 営 管 理	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
そ の 他	20 (14)	48 (48)	0 (0)	68 (62)
計	157 (127)	303 (236)	15 (18)	475 (381)

注 ()内は、平成21年度の件数である。

2 監査の結果

(1) 不適切な会計処理を行っていたもの

《指摘事項》

ア 物品購入代金等の支出については、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に、書面により支払期限を約定したときには、その期限までに支払わなければならないが、請求月日の記載がない請求書に事実と異なる収受月日を押印することにより、これらの期限までに支払を行ったとしているものが、371件、3,177万7,972円あった。
(釧路総合振興局)

イ 物品の購入を行う場合は、その内容を明らかにした物品購入決定書を作成して支出負担行為をしなければならないが、平成19年度から平成22年度までの期間において、これを行わずに契約しているものが、24件、91万2,100円あった。

また、請求書は債権者において作成されなければならないが、請求書記載事項の一部について職員が加筆を行っているものと認められるものが、10件、52万2,753円あった。
(原子力環境センター)

ウ 少額工事を施行しようとするときは、その内容を明らかにした決定書を作成して支出負担行為をしなければならないが、平成17年度から平成21年度までの期間において、これを行わずに発注し、工事完成後に決定書を作成しているものが、157件、770万4,698円あった。

これらの中には、年度末までに完成した工事の代金を翌年度予算で支出しているものが、7件、36万821円あった。
(後志総合振興局)

エ 少額工事の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して支出負担行為をしなければならないが、平成17年度から平成22年度までの期間において、これを行わずに発注し、工事代金を支払っているものが、20件、454万7,095円あった。

また、少額工事の契約の相手を見積合せにより決定しようとするときは、見積書を徴しようとする者に通知し、当該見積合せの結果により業者を決定し契約しなければならないが、契約締結の決定後に見積書を徴しているものが、8件、386万1,375円あった。
(衛生研究所)

オ 物品購入の契約を行う場合は、契約担当者等が規格、仕様等を明示した物品購入決定書により購入の決定をしなければならないが、平成20年度から平成22年度までの期間において、これを行わずに物品の購入代金を支払っているものが、8件、6万3,200円あった。

また、これらについては、納品があった後、職員に貸付する物品であるにもかかわらず、契約担当者等以外の職員に直接購入を行わせ、購入予定額を超えた代金3万2,192円を私費により負担させていた。
(衛生学院)

カ 被服貸付物品の購入において、物品購入決定書の決定内容と異なる物品を業者に発注し、納品させているものが、平成17年度から平成21年度までの期間において、10件、229万7,855円あった。

また、平成19年度に被服を購入した際に生じた過払金について、長期間にわたり業者に対し返還請求を行っていないものが、1件、1,386円あった。

(渡島総合振興局)

キ 道が保有する自動車の修繕契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して支出負担行為をしなければならないが、これを行わずに契約しているもの

が、20件、187万8,220円あった。

また、これらについては、物品修繕決定書の作成を行わなかったことから、公費による支出事務を行えず、担当職員が私費により支払を行っているものが、18件、175万1,172円、年度末までに支出を行っていないものが、2件、12万7,048円あった。(農政部)

ク 物品購入の契約を行う場合は、その内容を明らした決定書を作成して支出負担行為をしなければならないが、これを行わずに発注し、当該物品が3月31日に納品されたにもかかわらず、翌日付けの納品書を作成させて、翌年度予算で支払っているものが、1件、3,990円あった。

また、当該物品の購入代金の支出に当たり、事後に物品購入決定書を作成するとともに、当該決定書の内容と符合するよう、上記納品書の日付を書き換え、さらに、納品書と同時に提出された請求書の收受日が支出日の15日前となるよう收受印を押印していた。(空知総合振興局)

ケ 物品購入の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為をしなければならないが、これを行わずに発注し、事後において、複数の発注を1件の契約であったとする物品購入決定書を作成しているものが、4件、16万4,020円あった。

また、物品の購入に係る支出については、履行確認した日の属する年度の予算で支出しなければならないが、納品書に虚偽の納品月日を押印し、平成21年度に納品された物品を平成22年度に納品があったこととして、平成22年度予算で支出しているものが、上記のうち3件、11万8,156円あった。(札幌稲北高等学校)

(2) 経済性、効率性及び有効性の視点から是正又は改善を求めたもの

ア 予算に係る事項

《検討事項》

寄宿舎における宿直業務については、寄宿舎において児童生徒等の日常生活上の世話及び生活指導に従事する寄宿舎指導員と宿直勤務を行う人員の不足分を補うために配置している特別職非常勤職員である臨時寄宿舎指導員により行われており、臨時寄宿舎指導員の年間所要人員については、原則として寄宿舎指導員が週1回宿直を行った場合の不足人員により算定されているところであるが、当該部局における寄宿舎指導員の勤務実態と乖離があることから、当該算定に基づく予算措置について検討する必要がある。

イ 支出に係る事項

(7) 諸手当

《指導事項》

- a 時間外勤務手当の支給において、全日制に勤務する公務補に対し、校内整備のため時間外勤務を命じているが、定時制に勤務する公務補が当該用務を処理することが可能であったことから、時間外勤務手当の支給が不経済となっているものがあった。
- b 時間外勤務手当の支給において、職場研修に伴う現地検討会のために時間外勤務を命じているが、現地検討会の開始時間を遅らせることにより、勤務時間内で用務を行うことが可能であったことから、時間外勤務手当の支給が不経済となっているものがあった。
- c 時間外勤務手当の支給において、収入事務を処理するために時間外勤務を命

じているが、収納状況からその必要性が認められないものがあつた。

- d 通勤手当の認定においては、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額で認定しなければならないが、これらについて十分な検討を行わなかったことから、現に認定されているものより経済的かつ合理的と考えられる通勤方法等があるにもかかわらず、職員が現に利用している届出の通勤方法等で認定し手当を支給しているものがあつた。

(イ) 旅費

《指導事項》

旅費を支給するときは、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算することとされており、やむを得ない事情によりその経路により難しい場合にあつても最も経済的な経路としなければならないが、この確認を行わなかったことから、不経済な支出となっているものがあつた。

(ウ) 需用費

《指導事項》

- a 需用費の執行において、履行確認の検査に合格した物品については、当該物品の適当と認められる箇所に検査済印を押印することとされ、検査済印を押印できない物品については、押印を省略できることとされているが、検査済印を押印できない物品に検査済印の印影を印刷したシールを貼付することとしてシールを印刷したため、不経済な支出となっているものがあつた。
- b 自動車燃料等単価契約において、契約期間中に価格に著しい変動を生じ、契約単価が不相当となつたと認めるときは、発注者と契約者が協議の上これを変更できることとされているが、市況価格が契約単価よりも安価となつたにもかかわらず、価格の変更を行わなかったため、不経済な支出となっているものがあつた。
- c 貸付被服の購入に係る需用費の執行において、必要な仕様を定めることなく、価格の異なる複数の仕様の被服を購入したことから、不経済な支出となっているものがあつた。
- d 需用費の執行において、毎月の携帯電話利用料金の支払により、携帯電話の購入や修理代金の支払等に利用できるサービスポイントが発生することから、当該サービスポイントを管理しているが、新規の携帯電話の購入に当たり、これを利用しなかったため、不経済な支出となっているものがあつた。
- e 需用費の執行において、特段の理由もなく、液晶テレビの液晶画面を保護するためのパネルを購入したため、不経済な支出となっているものがあつた。
- f 需用費の執行において、職員録の購入に当たり、必要部数を十分に検討せず購入したため、不経済な支出となっているものがあつた。

《検討事項》

コピー用紙の購入について、道立学校運営支援室では、一般競争入札による単価契約を実施しているが、教育局が使用する当該用紙の調達においては、必要とする都度、随意契約を行っており、単価契約に比べ割高な購入単価となつていた。

このことから、教育局で使用するコピー用紙についても、経済性の観点から、道立学校運営支援室で調達する当該用紙と合算して単価契約を行うなど調達方法を検討する必要がある。

(I) 使用料及び賃借料

《指導事項》

自動車の借上げにおいて、公用車の使用が可能であったが、その使用予定を十分に把握しなかったことや車両を使用しない日についても借上げを行ったことから、不経済な支出となっているものがあつた。

ウ 契約に係る事項

(7) 委託契約

《指摘事項》

- a 暖房保守管理業務に係る委託料の支出において、設置しているボイラーが、圧力を有する蒸気等を発生させず、ボイラー及び圧力容器安全規則に定める規制を受けないものであるため、ボイラー技士の資格を要せずに職員が操作できるものであるにもかかわらず、保守管理業務を委託していたことから、不経済な支出となっているものが、1件、209万1,600円あつた。

(オホーツク総合振興局)

- b 留萌学習センターの維持管理業務の委託に係る予定価格の積算において、清掃、受付等の業務については、使用予定日数に応じた積算を行っておらず、また、設備点検業務については、設置されているボイラーが、有資格者による日常的な保守点検を要しない機種であるにもかかわらず有資格者を要するものとしていたことから、積算額が過大となつていた。

さらに、委託業務の内容が準委任に属するものであるときは、原則として受託者から当該委託業務の処理に要した経費に係る収支精算書を実績報告書とともに徴し、額の確定を行うこととされているが、特段の理由もなくこれを行っておらず、平成18年度から平成22年度までの期間において、不経済な支出となっているものが、2,300万円相当あつた。

また、本来独立した業務として委託できる業務を数件まとめて委託した場合には、このうち1件以上の業務を全部再委託することは禁止されているが、これを承認していた。

(衛生学院)

- c 自生大麻緊急除去業務委託に係る予定価格の積算については、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないが、明確な根拠がないにもかかわらず建設部の草刈作業員日当の単価に加算を行ったため、契約金額が、22万5,330円割高となつていた。

また、実績報告書等の書類の審査において、雇用契約書の写し等の提出書類に不備があるにもかかわらず、内容を確認することなく、額の確定を行つていた。

さらに、委託業務の処理に伴い生じた物件があるときは、当該委託業務の完了後、直ちに、道に移転しなければならないが、これを行わせていないものがあつた。

(オホーツク総合振興局)

- d 委託契約の予定価格の積算において、調査や打合せに要する経費として旅費を計上するときは、ライトバン等を利用する行程100キロメートル以上の日帰り旅行の日当の額は、1日当たりの日当の額として定められた額の2分の1に

相当する額としなければならないが、これを行わずに計算したことから、契約金額が割高となっているものが、4件、43万9,626円あった。(環境生活部)

- e 事務処理1件当たりの単価を定めた準委任契約において、単価を構成する郵便代金や交通費には消費税等が加算されている金額であるにもかかわらず、委託料を支払う際に消費税等相当額をさらに加算して支払うこととする契約としたため、契約金額が割高となっているものが、1件、16万9,341円あった。(建設部)

- f 農場等管理業務委託において、飼育していた動物を売り払ったことなどにより、業務処理要領に定めた業務内容の一部が減少することとなったが、委託料の減額や業務内容の拡充・新規追加の必要性について十分に検討することなく、受託者との口頭協議により減少見合い分を他の業務に振り替えていた。(新十津川農業高等学校)

《指導事項》

- a セミナーを開催する委託業務の予定価格の積算において、業務の遂行に必要な旅費を計上しているが、業務処理要領で指定するセミナー開催地までの旅費を適切に計上しなかったことから、積算が過少となっているものがあつた。
また、当該業務処理の過程において、契約の相手方との協議により、セミナー開催地を変更しているが、契約変更のための事務処理を行わなかったことから、契約金額が割高となっているものがあつた。
- b 安全キャビネット及びオートクレーブの点検、検査に係る契約において、一括して契約することが可能であったが、特段の理由がないのに1件当たり100万円未満の契約に分割しているものがあつた。

(4) その他の契約

《指導事項》

庁舎施設名表示板等の改修工事において、1件の工事として施工することが可能であったが、特段の理由がないのに1件当たり30万円未満の契約に分割しているものがあつた。

エ 財産に係る事項

(7) 公有財産

《指導事項》

庁舎や公宅の跡地などの未利用地のうち、利用見込みのない土地については、インターネットを利用した売却、大規模画地を戸建用に分筆して売却、現地説明会の開催など売却等の処分に努めているが、さらに処分の促進を図る必要がある。

(4) 物品

《指摘事項》

物品の管理において、物品は、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならないが、購入したパソコンを使用せず、長期間保管したままとしていた。(美瑛高等学校)

《指導事項》

経常的に使用する物品の翌年度への繰越数量については、物品購入等事務取

扱要領において繰越限度額が定められているが、郵便切手の計画的な購入を行わなかったことから、同要領で規定する数量を超えた繰越を行っているものがあった。

オ 工事（技術）に係る事項

(7) 設計

《指摘事項》

治山工事において、長大な山腹斜面を切取り整形をした後に、その直下でコンクリート土留工の型枠組立作業を行っていたが、斜面から落石の発生が見られた。斜面は摂理状の風化岩であり、冬期の凍結融解により石片となって剥離したものであるが、作業の安全を確保するため、落石防護対策を行う必要があった。

また、コンクリート谷止工の床掘り掘削面は63度の勾配で設計及び掘削をしていたが、掘削面の一部に崩れが発生しており、土質など現場条件に応じて掘削勾配を緩和するなど、作業の安全確保のための設計対応が必要であった。

(釧路総合振興局)

《指導事項》

- a 道路橋下部工事において、橋台の床掘りに当たり、その施工範囲で支障となる物件の調査が不十分であったため、工事発注後に電柱の控え柱が支障となると判明したが、高圧線の配電が停止できない時期で移設できなかったことから、鋼矢板による土留めに設計変更を行ったため、工事費が増え不経済となっているものがあった。
- b 農地整備工事において、過年度に軟弱地盤上に施工して沈下した用水トラフの再設置に当たり、用排水路設計指針では、施工前に地盤支持力などの必要な資料を得るための調査を行うこととしているが、これを行わずに設計し工事を実施しているものがあった。
- c 砂防工事において、既設のコンクリート落差工の中程に、新たに魚道を設置する工事を施工したが、新設した魚道により河川の水流量が変化し、当該魚道及び既設の落差工の背面に洗掘が生じており、洗掘の進行による悪影響を防ぐため、改善が必要なものがあった。
- d 治山工事において、護岸工の設計に当たり、埋め戻し盛土法面勾配を34度以下としていたが、一部の護岸工で34度を超えていた。護岸工の設計は中心線を基準線として設計を行うことが一般的であるが、一部の区間で中心線から大きく斜めに外れるものとしていたため、この基準線を基にした土工の横断図では実際より緩く表示されることとなり、これを補正して図示すべきところ行っていないものがあった。
- e 治山工事において、作業現場のすぐ背後に大規模な山崩れ箇所があり、その土砂の流出を防ぐため、治山ダムのコンクリート打設作業をしていたが、更に崩壊して作業現場に影響を与えるおそれがあることから、挙動監視をはじめとする安全対策が必要なものがあった。
- f 道路改良工事において、斜面からの落石が通行車両等に当たることを防ぐために、道路に沿った外側に落石防護柵を設置しているが、防護柵と斜面の間は人や車両が進入できる状態となっており、落石事故対策として進入防止

措置が必要なものがあつた。

《検討事項》

林道工事において、切土法面の緑化に当たり、より安価な張芝工ではなく、高価な有機材散布工により実施していた。緑化工法については、林道事業設計指針に基づき、複数の工法の中から選定されるものであるが、施工条件や技術的な対応など、その選定基準が明確となっていないことから、具体的な取扱いについて検討する必要がある。

(イ) 積算

《指導事項》

- a 営農用水の配水管路工事において、道路横断部を上から掘削せずに地中を貫通させる工事の積算に当たり、新しい技術に基づく工法のため積算基準がないことから、民間協会の歩掛りを準用していた。

このような場合には、土地改良事業等請負工事歩掛見積要領に基づき、施工条件を明示して実態調査を行う必要があるが、これを行っておらず、その妥当性の検証を行っていないものがあつた。

- b 急傾斜地工事において、土留柵や落石防護柵等の設置に当たり、斜面上部の道路から資材の搬入と土砂の搬出を行っているが、積算基準がないことから、他の部局が制定した歩掛りを準用可能なものとして使用していた。

この歩掛りは少量の資材運搬を適用範囲としており、運搬する土砂や資材の重量が大きい場合には、積算基準に基づき、発注時に歩掛りの検証のために、施工条件を明示して実態調査を行う必要があるが、これを行っておらず、その妥当性の検証を行っていないものがあつた。

- c 用水路工事において、河川の下に小口径のトンネルを貫通させる特殊な工事の積算に当たり、この歩掛りが積算基準にないため、施工する工法について、協会が作成したものを準用していた。

このような場合には、積算基準に基づき、施工条件を明示して実態調査を行う必要があるが、これを行っておらず、その妥当性の検証を行っていないものがあつた。

- d 電気設備改修工事において、機器類及び設置調整費の積算に当たり、見積りを徴取し、これに査定率を乗じて単価を策定していたが、その査定率は一定の値としており、根拠が不明確となっているものがあつた。

- e 治山工事において、特殊な落石防護柵の積算に当たり、製品単価の決定は、工所用資材設計単価策定要領に基づき、複数の会社による見積りとすべきところ、1社のみで見積りにより決定しているものがあつた。

また、施工費においても、特殊なため積算歩掛りが積算基準にないことから、メーカーで作成した歩掛りを使用していた。

このような場合には、請負工事歩掛見積要領に基づき、発注時に歩掛りの検証のために、施工条件を明示して実態調査を行う必要があるが、これを行っておらず、その妥当性の検証を行っていないものがあつた。

(ウ) 施工

《指摘事項》

治山工事において、深さ約 4 m の土砂掘削に当たり、掘削面の一部に崩壊が

発生し、作業の安全確保が不適切だった。

また、打設したコンクリートの表面は平らに仕上げなければならないが、多数の気泡跡が発生していた。

さらに、盛土の一部において、現地条件に適合させるため、設計より急な勾配で施工したが、これにあわせた法面の保護対策が必要であった。

(胆振総合振興局)

(3) 合規性の視点から是正又は改善を求めたもの

ア 予算に係る事項

《指摘事項》

- (ア) 臨時職員を任用しようとするときは、任用期間の賃金の額に見合う歳出予算の配当を受けていなければならないが、予算配当がない年度開始前に臨時職員の任用決定を行っているものがあった。

(部 局 名)	(件数)	(金 額)
・経 済 部	8件	6,445,687円
・水 産 林 務 部	8件	4,243,137円
・日 高 振 興 局	10件	4,753,451円
・上川総合振興局	23件	11,334,309円
・宗谷総合振興局	9件	3,667,279円

- (イ) 政務調査費を交付しようとするときは、年間交付額に見合う歳出予算の配当を受けていなければならないが、予算配当がない年度開始前に政務調査費の交付決定を行っているものが、105件、6億3,600万円あった。(議会事務局)

- (ウ) 産業廃棄物の収集、運搬及び処分に係る費用の支出において、業務の内容に複数の科目の要素が含まれ、業務がある程度受注者の主体的判断によって遂行されるものについては、委託料で執行することとされているが、役務費で執行しているものが、2件、40万4,198円あった。(消防学校)

- (エ) ボイラー設備に係る配管等の修繕工事において、需用費で執行すべきところを工事請負費により執行しているものが、1件、29万4,000円あった。(日高振興局)

- (オ) 校舎窓板張工事において、必要な資材の調達及び板張作業を一括して業者に行わせる場合は、委託料で執行することとされているが、需用費で執行しているものが、1件、48万3,000円あった。(土別翔雲高等学校)

- (カ) 捜査用報償費の交付において、平成22年度分の前渡資金が資金前渡員の口座に入金となったか十分な確認を行わないまま、平成21年度分の捜査用報償費の執行残の一部を口座から手許現金へ引出しを行った上、平成22年度分の捜査諸雑費として各捜査員に交付しているものがあった。(函館方面本部)

《指導事項》

- (ア) 草刈り業務において、業者が持ち込んだ手持ち式の機械等を使用して草刈りを行う場合は、人的サービスの提供が大部分を占めるので、役務費で執行することとされているが、委託料で執行しているものがあった。

- (イ) 手話通訳者の派遣を業務として行っている団体が派遣した手話通訳者から役務の提供を受けた場合は、役務費で執行することとされているが、謝礼として報償費で執行しているものがあった。

- (ウ) 廃材の成分分析を行う役務の提供を受けた場合の手数料は、役務費で執行することとされているが、分析装置を借り上げたとして使用料及び賃借料で執行しているものがあった。
- (エ) 物品の修繕において、部品の交換を必要としない場合には、役務費で執行することとされているが、需用費で執行しているものがあった。
- (オ) ソフトウェアの取得は、知的財産の使用権の取得とし、その取得に係る支出科目は使用料及び賃借料とすることとされているが、需用費で取得しているものがあった。

イ 収入に係る事項

(7) 収入未済額が多額となっているもの

《指摘事項》

道税、貸付金などの次の収入については、収入未済額がそれぞれ1億円以上となっていた。

(単位：千円)

収入区分	収入未済額	所管部等
道税	21,859,359	総務部
母子福祉貸付金収入等	2,723,778	保健福祉部
中小企業高度化資金貸付金収入等	9,438,250	経済部
林業・木材産業改善資金貸付金収入等	377,245	水産林務部
道営住宅使用料等	1,032,612	建設部
公立高等学校奨学資金貸付金収入等	121,147	教育庁
放置違反金収入	355,944	警察本部

《指導事項》

農業改良資金貸付金収入などの次の収入については、収入未済額がそれぞれ1,000万円以上となっていた。

(単位：千円)

収入区分	収入未済額
農業改良資金貸付金収入等	63,450
堤塘使用料	75,668
高等学校授業料	46,795

(4) 収入事務の取扱いが適切でないもの

《指摘事項》

- a 自動車取得税の課税において、自動車を取得したことにより申告書を提出すべきこととなった者が当該申告書を提出しなかった場合には、その調査によって、申告すべき税額等を決定し、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならないが、申告書を提出せずに納付のみを行った者に対して、申告すべき税額等の決定を行っていなかった。(札幌道税事務所、上川総合振興局)
- b 行政財産の使用許可において、使用料及び加算料金の調定を行わず、これを徴収していないものが、2件、18万6,198円あった。
また、加算料金の調定を行っていないものが、21件、18万2,711円あった。
(釧路総合振興局)

- c 委託契約の解除に伴い賠償金等を徴収しようとするときは、当該歳入に係る関係書類により調定や納入告知の手続を行わなければならないが、これを行っていないものが、3件、237万4,369円あった。(後志総合振興局)
- d 行政財産の使用許可に係る使用料及び第一種普通財産の使用承認に係る貸付料については、当該年度の許可期間に係る分を前納させることとなっているが、これを行っていないものが、13件、6万1,796円あった。(宗谷総合振興局)
- e 水産業改良普及指導受託事業収入については、納入通知書を発した日の属する年度の収入としなければならないが、平成23年度に調定を行ったにもかかわらず、平成22年度の収入としているものが、3件、180万7,609円あった。(水産林務部)
- f 共済掛金については、収入取扱員が収納することとされているが、学級ごとに設けた諸徴収金の預金口座に共済掛金を振り込ませ、学級全員分の共済掛金相当額を一括して払戻しを行った上、収入取扱員が現金払込書により払込みを行い、当該日に納付があったものとして領収書を交付しているものが、556件、91万7,400円あった。
さらに、この中には共済掛金相当額が納付されていないにもかかわらず領収書を交付しているものが、49件、8万850円あった。(旭川工業高等学校)
- g 堤塘使用料については、納付義務者が納入期限までに完納しない場合は、納期限後30日以内に、督促状により期限を指定して督促しなければならないが、これを期限までに行っていないものが、248件、238万5,203円あった。
また、継続分に係る堤塘使用料については、徴収原票により管理を行わなければならないが、徴収原票に収入年月日、督促年月日等を記載していないものが、2,265件、4,055万5,075円あった。(オホーツク総合振興局)
- h 生活保護費返還金等の徴収事務において、納入義務者が督促状の指定期限までに完納しないときは、滞納の実態や動向を把握して適切に納付を督促し、滞納額の解消に努めなければならないが、これらの事務処理を適切に行っていないものがあった。
また、消滅時効期間が経過した母子福祉資金貸付金償還金については、債務者が時効の援用をし、又は、援用をする見込みがあるときに限り不納欠損の整理ができるものであるが、この確認を行わないまま、不納欠損の整理を行っているものが、2,211件、1,149万997円あった。(渡島総合振興局)
- i 生活保護費返還金の督促に当たっては、督促状の裏面において、延滞金の発生等を教示しなければならないが、督促状発付に係る返還金を収納したときには、発生した延滞金が収納されたか否とにかかわらず仮調定を行わなければならないが、これらを行っていないものがあった。
また、納入義務者が督促状の指定期限までに完納しないときは、電話や面接等により債務者の実態を把握し、文書による催告のほか、それぞれの債務者に応じた措置を講ずる必要があるが、これらを行っていないものがあった。(後志総合振興局)
- j 道税に係る延滞金の徴収において、滞納に係る徴収金の全額を徴収するために必要な財産につき差押えをした場合には、その差押えがされている期間に対応する部分の金額の2分の1に相当する金額を限度として免除することとされ

ているが、これを行っていないものが、23件、9万1,200円あった。

(留萌振興局)

《指導事項》

- a 道税及び道税に係る徴収金について、納入者が誤って納入義務のない歳入金を納入し、又は調定をした金額を超えた金額の歳入金を納入した場合においては、その誤納又は過納となった金額について調定をしなければならないが、これを行っていないものがあった。
- b 行政財産の使用許可に伴う使用料の徴収において、納入通知書に記載すべき納入期限については、調定の日から20日以内において適宜の納入期限を定めることとされているが、20日を超えて納入期限を定めているものがあった。
- c 共済掛金の庁内領収において、共済掛金を収納した収入取扱員は、現金払込書により、原則として即日、収納機関に払い込むこととされているが、収入取扱員に発令されていない学級担任の教員が生徒から共済掛金を預かっているものがあった。
また、当該教員は、全員分が集まった時点で共済掛金を収入取扱員に引渡しを行い、当該収入取扱員は、引渡しを受けた日に、現金の払込を行っていたが、共済掛金領収原符等の領収日付は、教員から聴取した生徒の預入れ日としているものがあった。
- d 道税収入の払込みにおいて、収入取扱員は、現金を領収したときは、現金領収の日又はその翌日に指定金融機関等に払い込まなければならないが、この払込みが遅延しているものがあった。
- e 収入取扱員が1万円未満の現金を領収したときは、現金払込書を添え、最初の現金領収の日から起算して5日以内に指定金融機関等に払い込まなければならないが、5日を超えて払込みを行っているものがあった。
- f 公衆電話料金については、毎月1回以上電話機の金庫を開き、当該年度の最終の開庫は3月末日に行うこととされているが、翌4月1日に開庫し収納したため、当該年度の歳入となっていないものがあった。
- g 収入取扱員の収納事務の日常検査については、原則として、庁内領収の場合は当日中に行うこととされているが、収納日の翌日に日常検査を行っているものがあった。
- h 公宅貸付収入等において、履行期限までに履行しない者があるときは、履行期限後30日以内に、督促状により、期限を指定して督促しなければならないが、これを行っていないものがあった。
- i 未熟児医療費徴収金等については、納入義務者が、納期限までに収入金を完納しない場合には、納期限後30日以内に、督促状により期限を指定して督促しなければならないが、これを行っていないものがあった。
- j 甲種漁港施設の使用料において、納付義務者が、納期限までに収入金を完納しない場合には、納期限後30日以内に、督促状により期限を指定して督促しなければならないが、30日を過ぎてから督促しているものがあった。

- k 高等学校授業料の徴収について、生徒が転学した場合は、速やかに口座振替停止の手続を行わなければならないが、当該手続の遅延により、平成21年度に過納金が生じたにもかかわらず、還付手続を行っていないものがあつた。
- l 収入証紙の取扱いにおいて、消印された証紙又は著しく汚染し、若しくはき損した証紙は無効としなければならないが、消印された収入証紙が貼付された申請書を有効なものとして受理しているものがあつた。
また、煙火大会に係る火薬類消費許可申請手数料の納入に当たっては、煙火大会の主催者が消費許可を申請することとされているが、主催者以外の者に申請させ、収入証紙を貼付させているものがあつた。
- m 卒業生等に対する証明書 of 交付手数料の徴収において、手数料を徴収することができる証明書は、道立学校が卒業生等に対して、指導要録に基づき、当該生徒の学籍等について証明するために交付するものとされていることから、指導要録の保存期間が経過し、証明できないものについては、当該証明書に該当しないこととなり、手数料を徴収することができないが、保存期間経過後に、指導要録に基づき証明する成績証明書等の交付を申請した者に対し、発行することができない旨の文書を交付して手数料を徴収しているものがあつた。
- n 生活保護費返還金等の徴収事務において、納付義務者が督促状の指定期限までに完納しないときは、文書による催告のほか、電話や面接等により債務者の実態を把握し、それぞれの債務者に応じた措置を講ずる必要があるが、長期間にわたって催告などの適切な事務処理を行っていないものがあつた。
また、これらは公法上の債権であり、消滅時効が完成した時点で不納欠損の整理をしなければならないが、これを行っていないものがあつた。
- o 未熟児医療費徴収金等の徴収事務について、納付義務者が督促状の指定期限までに完納しないときは、文書による催告のほか、電話や面接等により債務者の実態を把握し、それぞれの債務者に応じた適切な徴収督促等の取組を行わなければならないが、これを行っていないものがあつた。
また、この内容については、滞納整理票等に記載しなければならないが、これを行っていないものがあつた。
さらに、未熟児医療費徴収金については、公法上の債権であり、消滅時効が完成した時点で不納欠損の整理をしなければならないが、これを行っていないものがあつた。
- p 看護職員等養成修学資金貸付金の徴収事務において、納付義務者が督促状の指定期限までに完納しないときは、文書による催告のほか、電話や面接等により債務者の実態を把握し、それぞれの債務者に応じた適切な徴収督促等の取組を行わなければならないが、この内容については、滞納整理票を作成し、記録しなければならないが、これらを行っていないものがあつた。

《検討事項》

家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関する事務に要する手数料の額は、条例等の規定により、病性検定の種目に応ずる被検材料1件当たりの単価に基づいて算定することとされ、家畜の被検材料については、大家畜にあっては1頭、中家畜にあっては3頭、小家畜にあっては5頭又は5羽ごとを1件とすることとされているが、被検材料が飼料、敷料、ふん尿、堆肥その他の家畜等の飼養環境中

にあるものであるときは、その件数の取扱いが明確となっていないので、関係法令等の改正を行うなどして取扱いを明確にするよう検討する必要がある。

また、家畜の被検材料に係る病性検定診断申請書には被検材料の種類等を記載させているが、被検材料の件数を明確にするため、家畜の頭数などについても記載させるよう検討する必要がある。

ウ 支出に係る事項

(7) 諸手当

《指摘事項》

a 職員の手当等の支給において、支給要件を誤ったり、支給率を誤ったことなどから、延べ22名分、40万435円が過払い、延べ8名分、4万7,603円が未支給となっていた。

(a) 扶養手当の支給を誤っているもの	過払額	2名分	169,000円
(b) 住居手当の支給を誤っているもの	過払額	3名分	73,500円
(c) 特殊勤務手当の支給を誤っているもの	過払額	11名分	2,200円
	未支給額	3名分	15,200円
(d) 時間外勤務手当の支給を誤っているもの	過払額	1名分	266円
	未支給額	5名分	32,403円
(e) 休日勤務手当の支給を誤っているもの	過払額	1名分	10,770円
(f) 寒冷地手当の支給を誤っているもの	過払額	2名分	110,500円
(g) 期末手当の支給を誤っているもの	過払額	2名分	34,199円

(教育庁)

b 時間外勤務手当の支給において、週休日に勤務を命じて振替日を当該週外に指定し、あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えた場合に支給する時間外勤務手当の率や勤務時間数を誤ったため、過払いとなっているものが、4名分、10万2,121円あった。

また、指定された振替日に勤務の必要が生じた場合は、その振替日については、時間外勤務命令により処理しなければならないが、これを行わなかったため、未支給となっているものが、4名分、11万7,520円あった。(消防学校)

c 時間外勤務手当の支給において、週休日の振替又は4時間勤務時間の割振り変更ができないにもかかわらずこれを行ったこと、あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えていないにもかかわらず支給したこと、週休日の振替又は4時間勤務時間の割振り変更により、あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えたにもかかわらず、支給しなかったこと及び支給率を誤ったことから、9名分、1万1,556円が過払い、11名分、8万8,901円が未支給となっていた。

また、管理職員特別勤務手当は、週休日の振替又は4時間勤務時間の割振り変更が行われた勤務日に対しては支給されないにもかかわらずこれを支給したため、1名分、1万2,000円が過払いとなっていた。

さらに、夜間勤務手当の支給において、4時間勤務時間の割振り変更により支給対象となるにもかかわらずこれを支給しなかったため、5名分、6,550円が未支給となっていた。(宗谷総合振興局)

《指導事項》

a 住居手当の支給において、職員から支給要件を具備するに至った旨の届出があったときは、任命権者はその届出に係る事実を確認し、支給すべき住居手当の月額を決定しなければならないが、この決定を行うことなく支給しているも

のがあった。

- b 扶養手当の支給において、新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある旨の届出があり、支給すべき扶養手当の月額及び支給始期を決定したが、支給始期の電算入力を誤り、扶養手当が未支給となっているものがあった。
- c 扶養手当の支給において、事実発生年月日の認定を誤ったことから、過払いとなっているものがあった。
- d 職員及び臨時職員に係る扶養手当等の認定において、認定権者は、手当の認定を受けようとする職員から、証明書類等が添付された届出を受理し、その内容を確認して認定を行うこととなるが、証明書類等が不足した届出を提出した職員に対して、不足書類の提出を求めないまま、当該手当の認定を行っているものがあった。
- e 特殊勤務手当の支給において、農業水産実習指導手当については、農業に関する学科等の生徒の宿泊を伴う実習の指導に従事したときに支給できることとなっているが、当該業務に従事したにもかかわらず、未支給となっているものがあった。
- f 時間外勤務手当の支給において、あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えていないにもかかわらず手当を支給したことや時間外勤務時間数の集計を誤ったことなどから、過払い又は未支給となっているものがあった。
- g 職員手当については、毎年1月1日を確認日として、扶養状況等報告書により事後確認を行い、手当の支給要件の一部に異動が生じた場合には、実情を聴取することにより所要の事務処理を行っているが、当該報告書の訂正等の経緯が確認できないものがあることから、その経緯が明確となるよう書面を提出させるなどして確認する必要があるものがあった。
- h 職員手当については、毎年1月1日を確認日として、扶養状況等報告書により事後確認を行うこととされ、通勤手当の支給を受けている職員については、その者が通勤職員たる要件を具備するかどうかなどについて、当該職員に定期券等の提示を求めたり、通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認しなければならないが、所属の校長の聴取による確認のみで行っているため、通勤方法の十分な事後確認とは認められないことから、適切な事後確認を行う必要のあるものがあった。

(1) 賃金

《指導事項》

- a 臨時職員を任用するに当たり、臨時職員の勤務時間・週休日等については、定数内職員の例によることとされ、勤務条件を変更して任用する場合は、教育長と協議をしなければならないこととされているが、この手続を行うことなく勤務日数を減じて任用しているものがあった。
- b 賃金の支給において、臨時職員が2箇月連続して勤務し、全労働日の8割以上を勤務した場合は、有給休暇を3日間付与できることとされているが、これを超えて有給休暇を付与したため、過払いとなっているものがあった。
また、臨時職員に、週休日の勤務を命じ翌週に週休日を振替えたため、割り

振られた1週間の勤務時間を超えることとなったにもかかわらず、時間外勤務手当を支給しなかったため、未払となっているものがあった。

さらに、週休日の振替を週休日の振替及び4時間の勤務時間の割振り変更簿を作成せずに、口頭で行っているものがあった。

- c 賃金の支給において、臨時職員の通勤手当の額の算出は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法によることとされているが、特段の理由もなく、これ以外の経路及び方法で届出された通勤経路をそのまま認定したことから、過払いとなっているものがあった。

また、臨時職員に係る有給休暇は、2箇月間継続勤務し、全労働日の8割以上を勤務した場合に付与できることとされているが、2箇月を経過する前に有給休暇を付与したことから、賃金が過払いとなっているものがあった。

- d 臨時職員に対する賃金の支給において、普通交通機関等に係る通勤手当の支給日額を誤ったため、未支給となっているものがあった。

(ウ) 報償費

《指摘事項》

- a 時間講師に係る報償費の執行においては、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為をしなければならないが、これを行わずに報償費を執行しているものが、1名分、276万2,100円あった。(札幌高等技術専門学院)

- b 委員謝金に係る報償費の執行においては、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為をしなければならないが、これを行わずに事業を実施し、後日決定書を作成しているものが、1件、8万円あった。(経済部)

- c 資金前渡によらない報償費については、事業等の執行後速やかに支出手続を行うこととされているが、これが遅延しているものが、12件、7万920円あった。(渡島総合振興局)

- d 捜査用報償費の執行において、捜査先に赴くため急を要するという理由から高速道路使用料を支払っているが、実際は、レンタカーの返却に当たり、レンタカー会社の閉店時間が迫っていたため高速道路を使用したものであり、支払精算書に事実と異なる支払事由を記載しているものがあった。

また、レンタカーの借上げに当たっては、本来はレンタカー会社と直接契約すべきところ、事前に予約をするなどの方法によりレンタカーの確保が可能であったにもかかわらず、捜査上の緊急性を優先し、これを考慮せずに旅行代理店を通じて契約しているものがあった。(旭川方面本部)

- e 捜査用報償費の執行において、捜査協力者に対し協力謝礼として現金を交付した場合には、捜査協力者が宛名、金額、日付、住所及び氏名を記載した領収証書を徴取することなどとされているが、捜査員が宛名及び金額を記載しているものがあった。(中央警察署)

《指導事項》

- a 協議会の委員に対する謝金等については、当該委員が協議会に出席したときに支出することとなるが、委員の代理として出席した者に対して、委員と同額の謝金等を支出しているものがあった。

- b 資金前渡によらない報償費については、事業等の執行後速やかに支出手続を行うこととされているが、これが遅延しているものがあった。
- c 報償費の執行において、単身赴任又は独身で駐在所に勤務する警察官に対しては、その勤務日数が当該月の勤務時間を割り振られた日の過半日数であるときは、駐在所等報償費として月額で定められた金額を交付することとされているが、当該交付要件に該当しないにもかかわらず、駐在所等報償費を交付しているものがあった。
- d 捜査用報償費の執行において、捜査諸雑費以外の捜査用報償費の交付を受けた捜査員は、支払を完了した都度、支払精算書に必要事項を記載の上、支払先の領収証書を添付して取扱者へ報告することとされているが、レンタカーのガソリン代の支払に当たり、ガソリンを給油した当時、当該捜査員は、遠隔地において他の公用車に同乗しており、当該ガソリン代を支払うことができなかったことから、当該レンタカーを運転していた他の捜査員が当該ガソリン代を立替払いしたにもかかわらず、当該捜査員が執行したとしているものがあった。
- e 捜査用報償費の執行において、捜査諸雑費以外の捜査用報償費の交付を受けた捜査員は、支払を完了した都度、支払精算書に必要事項を記載の上、支払先の領収証書を添付して取扱者へ報告することとされているが、捜査協力者に対する謝礼物品の購入に当たり、他の捜査員に依頼し購入したにもかかわらず、当該捜査員が購入したこととしているものがあった。

(I) 旅費

《指摘事項》

実務研修生の受入れに当たり、当該実務研修生は、東京事務所名古屋支所で行う業務全般に関する知識を習得することなどについて研修し、当該研修に要する経費については、実務研修生を派遣した民間会社が負担することとされているが、頻繁に研修業務以外の業務に従事させたことから、当該実務研修生の受入れに要する道の負担が増加しているものがあった。(東京事務所)

《指導事項》

- a 航空機利用に係る旅費の執行において、旅費請求書に添付すべき航空機の搭乗券等が添付されていない場合は、旅行命令権者は、旅行者に理由書等を提出させ、航空機を利用した事実を確認しなければならないが、この事実確認を行っていないものがあった。
また、単身赴任手当を受給している職員が、配偶者の居住する市町村を勤務地とする旅行を行った場合は、宿泊料の額を食卓料の額に調整して支給することとされ、現に宿泊料を要する旅行であるときは旅行者が利用した宿泊施設の発行する宿泊証明等により確認を行った上、旅費を支給しなければならないが、この確認を行っていないものがあった。
- b 旅費の支給において、公共交通機関を利用する旅行命令を発した後、旅行者から公務上の都合により公用車使用の旅行への変更申請があり了解したが、命令変更の手続をせずに公共交通機関を使用する旅費を支給したため、過払いとなっているものがあった。
また、宿泊を伴う研修の場合は、最初の勤務地に到着した日までは普通旅費を支給することとされているが、主催者等から宿泊施設を指定され当該宿泊施設に宿泊したときに要する経費が当該旅行に係る宿泊料を下回るということが明らか

な場合は、普通旅費の宿泊料を調整して支給しなければならないが、この調整を行わなかったことから、過払いとなっているものがあった。

- c 旅費の支給において、航空賃の額は現に支払った旅客運賃の額としなければならないが、概算払に係る精算を適切に行わなかったことから、過払いとなっているものがあった。
- d 旅費の執行において、単身赴任手当を支給されている職員が、配偶者の居住する市町村を用務地とする旅行を行った場合には、宿泊料の額を食卓料の額に調整して支給しなければならないが、この調整を行わなかったことから過払いとなっているものがあった。
- e 旅費の支給において、公用車による旅行命令とすべきところ、公共交通機関利用による旅行命令としたことから、過払いとなっているものがあった。

(オ) 需用費

《指摘事項》

- a 物品の購入を行う場合は、その内容を明らかにした物品購入決定書を作成して支出負担行為をしなければならないが、これを行わずに契約をしているものが、4件、3万1,000円あった。
(苫小牧高等技術専門学院)
- b 物品修繕の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して支出負担行為をしなければならないが、これを行わずに発注し、事後に物品修繕決定書を作成しているものが、1件、3万1,500円あった。
(渡島総合振興局)
- c 少額工事の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して支出負担行為をしなければならないが、これを行わずに契約し、工事代金を支払っているものが、2件、2万2,994円あった。
(北見方面本部)
- d 少額工事代金の支出において、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、提出された請求書を長期間放置していたり、給付完了後相当期間請求書が提出されていないのに適期にその旨を債権者に通知しなかったことなどから、支出事務を遅延させているものが、8件、97万8,099円あった。
(砂川高等学校)

《指導事項》

- a 私有車両を承認を受けて公務に使用した場合については、その燃料は走行距離に応じて実費弁償することとされているが、走行距離に応じた燃料が給油されていないものがあった。
- b 需用費の執行において、食品衛生法に基づく飲食店等の臨時営業許可等の申請に当たり、当該申請を行う者の取扱いを誤ったため、不要な収入証紙を購入しているものがあった。
- c ガス、灯油購入代金の支出において、代金を受領権限のない者に支出しているものがあった。

(カ) 役務費

《指摘事項》

役務費の執行においては、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為をしなければならないが、これを行わずに契約し、納品後に物品購入決定書を作成しているものが、2件、2万円あった。(経済部)

《指導事項》

- a 役務費の支払において、資金前渡員は、債権者から請求書の提出を受けたときは、法令及び契約書その他関係書類により、支払の根拠、所属年度、歳出科目、金額、債権者等について調査の上、前渡資金支払決定書によりこれを決定し、支払をしなければならないが、この調査を行わないまま、決定書に記載された契約金額と異なる金額で支払をしているものがあった。
- b 北海道税収入証紙売りさばき手数料については、売りさばき人が指定金融機関に払い込んだ証紙の売りさばき代金を基礎として算出した額を交付することとされているが、売りさばき人が翌月に払い込んだ証紙代金を当月分の手数料の交付対象として当該手数料を交付しているものがあった。
- c 速度測定用メーター検査に係る手数料の支出において、請負代金を受領権限のない者に支出しているものがあった。
- d 庁舎ボイラー性能検査手数料等の支払において、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、この期限までに支払を行っていないものがあった。

《検討事項》

一時保護に係る児童については、原則として、児童相談所に入所前又は入所後速やかに健康診断を受けさせなければならないが、一時保護開始後は、児童福祉法に基づき道がその費用を支弁することとされているが、開始後においても保護者が負担している事例や、生活保護法に基づく検診命令により受診している事例があり、取扱要領等において、基準が明確にされていないことから、今後、公費負担の対象となる児童の基準を明らかにするよう検討する必要がある。

(キ) 委託料

《指摘事項》

機動職業訓練業務委託に係る長期継続契約において、契約年度の翌年度以降の支出負担行為の整理については、歳出予算の配当を受けた日に決定書により行わなければならないが、当該年度分について、これを行わないまま支出負担行為の登録を行っているものが、3件、422万1,000円あった。(函館高等技術専門学院)

《指導事項》

- a 機械警備業務委託契約等に係る委託料の支出については、契約に基づき所定の日までに前月分を支払うこととなっているが、この支出が遅延しているものがあった。
- b 庁舎清掃業務委託契約において、委託料については、各月の業務内容や労務日数に応じ、支払金額を按分して支払うこととしているが、按分する支払額の算定を誤ったため、各月の業務内容と相違した委託料を支払っているものがあった。

- c 委託契約において、全体の委託業務のうち、完了した委託業務に相当する金額を委託料として支払う契約で、各委託業務の積算額が算出できる場合には、前払い等にならないように契約金額を各委託業務の積算額で按分し、当該業務に相当する委託料を支出することとなるが、按分することなく契約に当たり業者と協議した金額を支出したため、支出した委託料と按分し支出すべき委託料とに差額が生じ、前払い等となっているものがあった。
- d 委託料の支出負担行為の決定に当たっては、支出負担行為の登録を行わなければならないが、財務会計トータルシステムへの登録が遅れているものがあった。

(ク) 使用料及び賃借料

《指摘事項》

- a 会場の借上げに係る使用料及び賃借料の執行においては、その内容を明らかにした決定書を作成して支出負担行為をしなければならないが、これを行わずに契約し、事後に決定書を作成しているものがあった。

(部 局 名)	(件数)	(金 額)
・農 政 部	13件	504,480円
・経 済 部	1件	91,000円
・人事委員会事務局	6件	570,176円
・労働委員会事務局	7件	62,502円
・上川総合振興局	2件	138,445円
・日 高 教 育 局	1件	2,940円

- b 土地の借上げに係る長期継続契約において、契約年度の翌年度以降の支出負担行為の決定については、歳出予算の配当を受けた日に決定書により行わなければならないが、当該年度分について、これを行っていないものがあった。

(部 局 名)	(件数)	(金 額)
・上川総合振興局	34件	243,568円
・紋別養護学校	2件	163,666円

- c 会場の借上げに係る使用料及び賃借料の執行においては、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為をしなければならないが、これを行わずに契約し、事後に決定書を作成しているものが、2件、3万5,100円あった。

このうち1件については、使用許可書の交付日を職員が加筆し訂正を行っていた。(オホーツク総合振興局)

- d 使用料及び賃借料の支出について、契約では毎月15日までに前月分の賃借料を支払うこととされているが、支出の遅延しているものが、5件、2万8,350円あり、このうち、平成21年度予算で支出すべきところを平成22年度予算で支出しているものが、1件、5,670円あった。(紋別高等看護学院)

《指導事項》

- a 共通乗車券の使用において、乗車券についてはメーター器に表示された乗車料金を記載して、乗務員に交付することとなっているが、深夜帰宅のためのタクシー利用に際して高速道路を使用し、高速料金を含めてタクシー使用料を支出しているものがあった。

- b 共通乗車券の管理においては、乗車券管理者はあらかじめ指定した取扱責任

者に乗車券を管理させるとともに、券綴使用者を指定することとなっているが、これらの指定を行っていないものがあった。

また、取扱責任者は、乗車券（券綴）を受領又は交付する必要があるときは、乗車券（券綴）交付（使用承認）簿を備え、乗車券管理者の承認を得るとともに、券綴使用者から受領印を徴することとなっているが、これらの記載、押印を行っていないものがあった。

- c 土地の借上げに係る長期継続契約において、契約年度の翌年度以降の支出負担行為の決定については、歳出予算の配当を受けた日に決定書により行わなければならないが、当該年度分について、これを行っていないものがあった。
- d 会場借上料の支出において、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、この期限を超えて支出しているものがあった。
- e 自動車等賃貸借契約などに係る賃借料の支出については、契約に基づき所定の日までに定められた月分を支払うこととなっているが、支出が遅延しているものがあった。

(ケ) 負担金、補助及び交付金

《指摘事項》

- a 地域バイオ育成推進事業費負担金の支出については、請求のあった年度の予算で支出しなければならないが、平成23年度に請求があったにもかかわらず、平成22年度の予算で支出しているものが、1件、17万2,600円あった。
(経済部)
- b 高等学校等進学奨励費補助金の交付において、補助事業者が生活保護による生業扶助を受給している場合には、当該修学に対して給付される保護費を減額して支給しなければならないが、これを行わずに支給したことから、過払いとなっているものが、1件、7万2,540円あった。
(上川総合振興局)
- c 看護師等養成費補助金においては、補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と補助事業に要した総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を補助基本額とし、これに補助率を乗じて得た額を補助金の交付額としているが、経常的な経費の総支出である総事業費から除外すべき大規模修繕費を含めたまま補助金の額の確定を行ったことから、補助金を過大に交付しているものが、1件、147万円あった。
(保健福祉部)
- d 補助金の交付事務において、交付申請があり補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付決定をすることとされ、また交付決定前の補助事業の着手は、交付決定を待っていたのでは事業実施の適期を失する等正当な理由がある場合に限定されるが、特段の理由もなく交付決定が遅延しているものが、52件、6億9,490万7,000円あった。
また、補助事業着手後に交付申請が行われたが、事業実施の適期を失する等の正当な理由の有無を検証していないものが、1件、114万7,000円あった。
(保健福祉部)
- e 交付金である政務調査費の額の確定については、政務調査費が使途基準に従

い使用されているか等について調査の上、これを行わなければならないが、政務調査費に充当できない政党活動経費に係る支出や費用弁償が支給される議会開催期間中における宿泊費などを含んだ収支報告書に基づき額の確定を行ったことから、交付金が過払いとなっているものが、4件、5万195円あった。

また、議員の活動は、政務調査活動と政党活動や後援会活動等のその他の活動が混在する場合もあることから、政務調査費の充当に当たっては、活動実態や使用実態に応じた合理的割合で按分することとされているが、広聴広報費等について適切な按分を行っていない収支報告書、及び調査研究費に二重計上のある収支報告書に基づき、交付金の額の確定を行っているものがあった。

(議会事務局)

- f 交付金の額の確定については、実績報告書の提出を受けた後、当該報告書等の書類の審査等により、その報告に係る成果が、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、原則として、実績報告書を受理してから20日以内に額の確定通知を行わなければならないが、この事務が遅延しているものが、6件、1,260万円あった。

また、事業の完了予定日を超過し、相当期間、実績報告書の提出が行われていないものについて、提出を行わせるなどの適切な指導を行っていなかった。

(後志総合振興局)

《指導事項》

- a 負担金は、事業の執行状況、提出された資金計画書などを勘案し、適期の支出に努める必要があるが、実際の資金需要を考慮せずに支出した負担金が、団体において遊休資金化しているものがあった。
- b 補助金の交付決定に当たっては、必要な交付条件を付すこととされているが、これを行っていないものがあった。
- c 補助金の交付事務において、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定を行うこととなっているが、交付決定が遅れているものがあった。
- d 補助金等を概算払する場合は、当該事業の遂行状況及び資金収支計画書による資金計画を勘案の上、適期に支払うこととなっているが、遊休資金の生じる資金収支計画を認め、これに基づき補助金の概算払を行っているものがあった。
- e 建設業等経営革新補助金の交付において、当該補助金の交付要綱では、補助対象経費については、講師・指導員等招へい旅費及び謝金、外注加工等に要する経費などのほか総合振興局長が必要かつ相当と認める経費とする旨規定されているが、当該総合振興局長が必要かつ相当と認める経費を明確にすることなく補助金の交付決定を行った結果、補助対象経費として明確となっていない経費を補助対象経費に含めて額の確定を行っているものがあった。
- f 生涯学習振興奨励費補助金の額の確定において、補助対象経費となる報償費については、講師、協力者等に対する謝礼、参加賞を除く表彰物品代とされているが、実績報告書の内容を確認しないまま審査を行い、補助対象外の参加賞に係る物品代を補助対象経費としているものがあった。

- g 政務調査費の収支報告書及び領収書等の写しの提出があったときは、これらの確認を行うとともに、使途基準に従い使用されているかについて調査等を行うこととされているが、提出された調査研究費、資料作成費、広聴広報費、事務費、人件費の領収書において、使途等の確認を十分に行うことなく、次のような領収書等を有効なものとして受理しているものがあった。
- (a) 領収書に宛名や領収した内容の記載がなく、この場合、領収書等添付票の余白に記入することとされている宛名や支出名の記入も行われていないもの。
 - (b) 領収書の発行者が個人であるものについては、原則として、発行者の住所、氏名を発行者が自署する必要があるが、住所等の記載がなく領収書発行者の特定ができないもの。
 - (c) 領収書の但し書欄に第三者が加筆しているもの。
- h 補助事業の実績報告書等の書類の審査において、補助事業者以外の者に対する領収書の写しが添付書類とされているなど提出された書類に不備があるにもかかわらず、内容等を確認することなく、額の確定を行っているものがあった。

《検討事項》

- a 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく産業集積の形成等に関する基本計画に掲げられた企業誘致活動事業等の推進に当たり、道は、当該基本計画に基づく事業を実施する管理法人である団体と協定を締結し、これらの事業の実施に係る費用の一部を負担することとしている。そして、当該団体は、企業誘致活動事業として、中京圏の自動車関連企業等の設備投資や受発注情報を把握するため、中京圏に企業立地・取引支援コーディネーターを3名配置し、企業訪問による情報収集等を実施しているが、当該コーディネーターによる企業訪問の際に東京事務所名古屋支所の職員等が同行している事例が多々見受けられる。
- これらの事例については、当該コーディネーターによる企業訪問が負担金の対象事業となっていることから、道の公務とのすみ分けが明確になっていないので、当該負担金の対象事業の実施における道の関与のあり方について検討する必要がある。
- b 個人道民税徴収取扱費交付金については、個人の道民税に係る徴収金を賦課徴収した市町村に対し、各年度において賦課決定をした個人の道民税の納税義務者の数などを基礎として算出した徴収取扱費を交付することとされており、振興局等において、交付金の額を決定するときは、当該納税義務者数について、市町村から提出された徴収取扱費計算書や課税総額変更報告書等の内容を確認する必要があるが、これを行うことなく交付金の額を決定しているものがあることから、確認等が適切に行われるよう事務処理のあり方について検討する必要がある。
- また、過年度に交付した徴収取扱費交付金について誤交付が明らかになったときの精算手続や、本庁における交付金の額の妥当性の確認の方法等についても検討する必要がある。
- c 中山間地域等直接支払交付金において、支出負担行為担当者は、補助事業者に対して、交付金の交付目的に沿った適切な事業の執行を担保するため、補助事業者が間接補助事業者に対して指導監督すべき基準及びそれに基づく調査事項等を明らかにすべきものとされているが、これが行われていないことから、基準等を明確にするよう検討する必要がある。

(ロ) その他の支出

《指摘事項》

- a 報酬等の支出において、感染症審査協議会の委員については、知事が任命することとされているが、当該委員を任命しないまま協議会を開催し、報酬等を支出しているものが、28件、28万3,060円あった。
(檜山振興局)
- b 不動産取得税の課税において、課税対象となった商業施設併設マンションの管理規約では、団地共用部分については、駐車場棟の持分割合とその他の部分の持分割合が定められていたが、その他の部分の持分割合のみを用いて団地共用部分の課税標準となるべき価格を決定したことなどにより、マンション取得者の税額が過大となったことから、当初課税額を減額することとなり、これに伴い還付加算金を支出しているものが、207件、35万6,700円あった。
(札幌道税事務所)

《指導事項》

- a 個人事業税の賦課決定において、損失の繰越控除額を控除して税額を決定すべきところ、これを行わずに過大に税額を決定したことから、当該税額を還付するに当たって還付加算金を支出しているものがあった。
- b 備品の購入において、支出負担行為に相当する行為は、前渡を受けた資金の範囲内、又は、部局長が資金の効率的な執行を図るため必要と認め、資金の交付前にあらかじめ前渡資金交付決定額を通知した場合においては、その額の範囲内において行うことができることとされているが、前渡資金交付決定額の通知がないまま契約を締結しているものがあった。
- c 交通事故に係る損害賠償金の支出において、当該賠償金の請求・受領の権限の委任が行われていたが、委任の内容と異なる口座振替申出書を徴して支出事務を行っているものがあった。

エ 契約に係る事項

(7) 工事契約

《指摘事項》

工事の請負契約に係る契約保証金については、過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したものであることを理由として納付を免除することはできないが、これをできるものとして、免除しているものが、2件、128万1,000円相当あった。
(宗谷総合振興局)

《指導事項》

- a 林道工事に係る予定価格調書の作成において、予定価格調書は、歳出予算の配当及び債務負担行為限度額の通知を受けた後に作成しなければならないが、これらの通知前に作成しているものがあった。
- b 駐車場修繕工事の見積合せの執行において、舗装修繕が主要な工種となるため、舗装工事の有資格者を参加業者を選定することとなるが、舗装工事の資格がない一般土木工事の有資格業者を見積合せの業者を選定しているものがあった。
また、舗装工事等を契約業者とは別の業者が施工しているが、契約業者から下

請負人選定通知書を提出させていないものがあった。

- c 工事に係る指名競争入札の執行において、再度入札により落札者が決定しなかったため、随意契約に移行して契約を行っているが、見積書を徴取していないものがあった。
- d 工事目的物の受渡しを要する少額工事については、完成検査後、遅滞なく工事受渡書により当該工事目的物の引渡しを受けなければならないが、これを行っていないものがあった。
また、完成検査後、受渡しに数日間要しているものがあった。
- e 少額工事において、完成届出があったときは、契約担当者等が指定する検査員が完了の確認のための完成検査を行うこととなっているが、検査員に指定されていない者がこれを行っているものがあった。

(4) 委託契約

《指摘事項》

- a 庁舎有人警備業務委託の一般競争入札に係る入札参加資格の審査において、告示に示した資格要件と異なる基準により審査したことから、資格要件を満たしている者を入札に参加させていなかった。 (室蘭高等技術専門学院)
- b 精神障がい者地域生活支援事業委託業務に係る契約において、当該契約については1件の予定価格が100万円以上のプロポーザル契約であることから、選定した提案に基づき予定価格を定め、予定価格調書を作成した上、見積書を徴取しなければならないが、これらを行っていない。 (オホーツク総合振興局)
- c 広域相談支援体制整備事業に係る契約において、当該契約については1件の予定価格が100万円以上のプロポーザル契約であることから、選定した提案に基づき予定価格を定め、予定価格調書を作成した上、見積書を徴取しなければならないが、これらを行っていない。
また、プロポーザル方式により契約を締結したときは、速やかに随意契約の結果を公表し、併せてプロポーザル方式の審査結果を公表しなければならないが、これらを行っていない。 (空知総合振興局)
- d 機動職業訓練業務委託に係る予定価格の積算において、予定価格は取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないが、積算価格が予算額を上回ったにもかかわらず、委託業務の内容が適切なものとなっているか検討を行うことなく、予算額をもって予定価格とし、随意契約を行っていた。
(苫小牧高等技術専門学院、帯広高等技術専門学院)
- e 機動職業訓練業務委託に係る予定価格の積算において、適切に積算を行わず、国の委託料上限額を予定価格としているものがあった。
(函館高等技術専門学院)
- f トイレ清掃業務委託契約において、最低制限価格を設定しなかったことから失格とすべき者を落札者としていた。
(新篠津高等養護学校)

g ボイラー等運転管理業務委託契約において、最低制限価格を低く算定したこと
から失格とすべき者を落札者としていた。(留萌振興局)

h ボイラー等管理業務委託に係る入札の執行において、初度の入札で落札者が
決定しない場合には再度入札を行わなければならないが、再度入札を行うこと
なく入札を取りやめ、随意契約に移行して契約を締結していた。(檜山教育局)

i 免許関係窓口業務委託契約において、入札保証金及び契約保証金については、
過去2年間に地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上
にわたって締結した実績があるなどの場合には、その納付を免除することがで
きることとされているが、当該免除要件に該当しない者の入札保証金及び契約
保証金の納付を免除しているものが、それぞれ1件、59万8,448円相当及び
119万6,895円相当あった。(函館方面本部)

j 業務委託契約に係る入札の執行において、入札保証金については、過去2年
間に地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわた
って締結するなどの実績がある場合には、その納付を免除することができるこ
ととされているが、当該免除要件に該当しない者の入札保証金の納付を免除し
ているものがあった。

(部 局 名)	(件数)	(入札保証金相当額)
・空知総合振興局	1件	228,375円相当
・日高振興局	1件	207,900円相当
・檜山振興局	1件	493,164円相当
・上川総合振興局	1件	78,750円相当
・近代美術館	2件	4,869,900円相当
・漁業研修所	1件	220,500円相当

k 業務委託等に係る入札の執行において、復代理人選任の権限のない代理人か
ら選任された復代理人が提出した入札書を有効なものとして入札に参加させて
いるものがあった。(日高振興局、日高教育局)

l 漁港利用適正化推進指導業務委託契約において、同種の指導啓発業務委託と
比べて割高な人件費単価を適用して予定価格を定めたことから、契約金額が割
高となっているものが、2件、16万1,280円あった。(日高振興局)

m サクラマス移植放流・技術指導業務委託契約に係る予定価格の積算におい
て、平成21年度の人件費単価を基礎として積算したことから、契約金額が
5万1,450円割高となっていた。(水産林務部)

n 現地技術実証ほの栽培管理業務に係る委託契約において、試験研究等により
物品が生産されたときは、物品生産報告書により、物品管理者に対しその旨を
報告しなければならず、また、物品の生産として受入れの整理をすべき場合
については、委託契約に基づく成果品も原則として含まれることとされている
が、当該委託契約では、受託者に対し、農作物の地域栽培適応性の実証試験
により生産された農作物の一部だけを試験調査用に提供させる契約内容とな
っており、当該実証試験により生産された農作物の取扱いに適切を欠くもの
となっていた。(檜山振興局)

o データベース構築業務委託契約において、契約書に契約の効力を契約の締結

月日前に及ぼす条項を設ける扱いは、原則として行わないものとされているが、契約開始の始期までに契約を締結せずに、後日契約を締結し、効力の発生を契約期間の開始日に遡及させていた。(水産林務部)

- p ボイラー等管理業務委託において、2級ボイラー技士のみが勤務したことにより、ボイラー取扱作業主任者に選任した1級ボイラー技士が行うべき管理業務を行わなかった日数が42日あったにもかかわらず、委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員が、報告書の確認を怠り、委託業者に対して必要な指導を行っていなかった。(千歳高等学校)

《指導事項》

- a 指名競争入札の指名通知の時期については、その指名を受けた者が、当該契約の見積りをするために必要な期間を考慮して通知することとなっており、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に通知することとなっているが、当該期間を短縮する理由もないまま、必要な期間を確保しないで通知を行っているものがあつた。
- b 一般競争入札の執行において、知事は、あらかじめ、契約の種類等に応じて必要とされる入札参加資格者を定めているが、その定めがない場合は、部局長は、その契約ごとに自ら必要な資格を定めて申請者の資格の有無を審査の上、入札を行うこととされているが、中小企業組合等に対する入札参加資格要件の特例の取扱いにおいて、意図する入札参加資格要件とは異なる要件で告示しているものがあつた。
- c 生息調査・捕獲技術普及事業業務委託の一般競争入札の執行において、消費税及び地方消費税を滞納している者でないことなどを入札参加資格要件としているが、滞納のないことを確認せずに資格を有する者と認定し、申請者に通知を行い入札に参加させているものがあつた。
- d 委託契約に係る一般競争入札の告示において、道税等を滞納している者でないことを資格要件の一つとして定めているが、これを証する書類として、道税等に係る納税証明書の提出を求めることなく、資格審査を行っているものがあつた。
- e 機動職業訓練委託契約に係る公募型プロポーザル方式の公告において、道税を滞納している者でないことを資格要件の一つとして定めているが、これを証する書類として納税証明書の提出を求めることなく、申請者の直近事業年度分の法人道民税領収証書のみで資格審査を行っているものがあつた。
- f 業務委託契約に係る入札の執行において、入札保証金については、過去2年間に地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結するなどの実績がある場合には、その納付を免除することができることとされているが、当該免除要件に該当しているにもかかわらず、入札保証金に代わる入札保証保険証券を提出させているものがあつた。
- g 委託業務に係る入札の執行において、入札をしようとする者は入札書を封書の上、提出することとされているが、封書されていない入札書のまま入札を執行しているものがあつた。

- h 発送梱包及び資料装備等業務委託に係る予定価格の積算において、特段の理由もなく、普通作業員単価を減額したため、予定価格が過少となっているものがあつた。
- i 業務委託契約において、予定価格を定める場合は、契約の目的となる役務について、取引の実例価格、履行の難易度等を考慮して適正に定めなければならないが、年2回実施する保守点検に係る予定価格の積算に際し、1箇月当たりの保守点検料に12を乗じて、年間の予定価格としているものがあつた。
- j トイレ清掃業務委託に係る予定価格の積算において、清掃面積、対象業務及び清掃員単価を誤ったため、予定価格が過少となっているものがあつた。
- k 工事に係る委託業務の契約において、競争入札を行おうとするときは、最低制限価格を設定しなければならないが、これを行わないまま入札を行っているものがあつた。
- l 請負に係る業務委託の一般競争入札において、最低制限価格を設ける場合は、関係部長等が最低制限価格の設定の基準を定め、出納局長と協議することとされているが、これを行うことなく最低制限価格を設定しているものがあつた。
- m 地方公共団体における契約は、一般競争入札が原則であり、価格のみをもって契約の相手方を決定し難い場合には、総合評価一般競争入札の実施を検討し、契約の性質又は目的が競争入札に適しないものに限り、プロポーザル方式によることができるとされているが、ふるさと雇用再生特別基金事業等に係る委託契約については、価格競争の余地がある契約であるにもかかわらず十分な検討を行わず、プロポーザル方式により契約を行っているものが多数あることから、総合評価一般競争入札等の実施について検討する必要があるものがあつた。
- n 委託業務契約において、契約の締結月日は、当該契約書に当事者双方が記名押印する日とし、これを遡及させる扱いとしてはならないとされているが、契約月日を遡及しているものがあつた。
- o 産業廃棄物収集運搬及び処理業務の委託契約に当たり、総価額で契約することとして見積書を徴したにもかかわらず、単価契約用の契約書で契約を締結したため、総価額による契約金額が明確となっていないものがあつた。
また、産業廃棄物の種類を誤って契約書に記載しているものがあつた。
- p 緊急時対応調査業務の契約において、契約金額が70万円以上の場合は請書を徴さなければならないが、これを徴していないものがあつた。
- q 業務委託契約書において、契約書には委託業務処理要領を別紙として添付することとしていたが、これを添付しなかったことから、処理すべき業務が明確とならないまま契約を締結しているものがあつた。
- r 業務委託契約において、契約書には、業務内容、業務量等の契約の目的をできる限り具体的に記載する必要があるが、特段の理由もなく、契約書及びその一部である処理要領にこれらを明記していないものがあつた。
- s 受水槽清掃委託業務において、受託者が委託業務の一部を再委託する場合に

は、あらかじめ委託者が書面により承諾することとされているが、再委託に当たってこの手続を行わせていないものがあった。

- t 装置の改良・試作業務委託において、受託者が委託業務の一部を再委託する場合には、あらかじめ委託者の書面による承諾を得なければならないが、この承諾を得る前に委託業務の一部について、第三者と請負契約が締結されているものがあった。
- u 道路維持管理業務の委託契約において、業務の全部を一括して第三者に委託してはならないとされているが、一括して再委託することを承諾しているものがあった。
- v 委託業務を概数で発注した場合は、概数として扱った数量に増減がない場合であっても、数量が確定した時点で支出負担行為担当者へ報告するとともに、受託者へ通知し、承諾書を徴することとされているが、これを行っていないものがあった。
- w 昇降機設備保守点検業務委託契約において、必要な点検項目の一部を行っていない報告書が受託業者から提出されたにもかかわらず、履行確認を適切に行わずに、当該点検項目に係る委託料を支出しているものがあった。
- x 委託契約において、履行確認検査は相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から10日以内に行うこととなっているが、これを超えて検査を行っているものがあった。
また、これらの中には、支出の遅延しているものがあった。
- y ネットワーク運営等委託業務の委託料の額の確定において、支出負担行為担当者等は、実績報告書の提出があったときは、速やかに、検査員を定めて当該委託契約の履行確認のための検査を行わせることとされているが、特段の理由もなく、これが遅延しているものがあった。
また、費目間における金額の小さい方の20%を超える額の流用については、あらかじめ道の承認を受けなければならないが、これを行わせないまま、額の確定を行っているものがあった。
さらに、実績報告書等の書類の審査において、提出された現金出納簿の写しに他の補助事業に係る報告会等への出席のための旅費等の経費が記載されているにもかかわらず、内容等を検証しないまま額の確定を行っているものがあった。
- z 委託業務の契約において、委託業務の処理に伴い生じた物件があるときは、委託契約書により当該委託業務の完了後、直ちに道に移転することとされているが、これを行わせていないものがあった。

《検討事項》

- a 機動職業訓練業務委託の委託先選定に当たっては、経済部の通達に基づき、プロポーザル方式により行われているが、プロポーザル方式による契約の取扱いについては、出納局通達により、二つの要件のいずれにも該当する場合に実施できることとされている。
しかし、経済部の通達では、一つの要件のみでプロポーザル方式が実施されているため、プロポーザル方式の要件に該当する契約であるかどうかについて

検討する必要がある。

また、準委任契約については、原則として、受託者から当該委託業務の処理に要した経費に係る収支精算書を実績報告書とともに徴し、委託料の額の確定を行うこととなっているが、経済部の通達に基づき、これを行わない取扱いとなっていることから、その可否について検討する必要がある。

- b エレベータの保守点検業務委託契約に係る委託業務処理要領において、道立高等学校における保守点検の周期と内容の取扱いが区々となっていることから、建築保全業務共通仕様書を踏まえて、保守点検の方法や周期、整備内容等の適切な基準などについて定めるとともに、これらの周知徹底が図られるよう検討する必要がある。

(ウ) その他の契約

《指摘事項》

- a 物品購入に係る見積合せの執行において、記名のない見積書は無効としなければならないが、代表者名の記載のない見積書を有効なものとして契約を締結しているものが、1件、54万6,408円あった。(胆振教育局)
- b 物品購入等に係る見積合せの執行において、無権代理人が提出した見積書は無効としなければならないが、見積りの権限を委任されていない者が提出した見積書を有効なものとしているものがあった。(農政部、出納局、後志総合振興局、帯広警察署)
- c 物品の購入に係る見積合せの執行において、見積りに係る権限を委任されていない代理人を見積合せに参加させているものがあった。(石狩教育局)
- d 自動車燃料の供給契約に係る見積合せの執行において、代理人が委任状の委任期間外に提出した見積書を有効なものとして、見積合せに参加させているものがあった。(留萌教育局)
- e 自動車修繕に係る見積合せの執行において、記名押印のない見積書は無効としなければならないが、記名押印のない見積書を有効なものとして受理し見積合せに参加させ、当該無効な見積りをした者と契約を締結しているものがあった。(西警察署)
- f 物品売払いに係る見積合せの執行において、記名押印のない見積書は無効としなければならないが、記名押印のない見積書を有効なものとして受理し見積合せに参加させているものが、7件、18万1,500円あり、このうち、契約を締結しているものが、1件、3万1,000円あった。(南警察署)
- g 学校・寄宿舎給食用食器購入契約に係る見積合せの執行において、見積書を提出しようとする者が、見積書の提出を第三者に委任するときは、委任状を提出させなければならないが、委任状の提出のない者を見積合せに参加させていた。(札幌高等養護学校)
- h パソコンの賃貸借契約に当たり、年度開始前に長期継続契約を締結する場合には、契約担当者等は、翌年度の歳出予算の配当の見込みを十分に確認するとともに、部長等から長期継続契約に係る歳出予算の配当予定額の通知を受けなければならないが、これらの手続を行わないまま契約を締結しているものが、

10件、37万1,919円あった。

(檜山振興局)

i 自動車の賃貸借契約において、契約締結後に契約書の条文に誤りのあることを発見した場合には、変更契約の手続を行わなければならないが、原契約書を破棄し、日付をさかのぼった新しい契約書に差し替えているものがあった。

また、契約書を作成する場合は、契約の相手方に記名押印をさせた後、契約担当者等が記名押印しなければならないが、先に記名押印等を行った新しい契約書を相手方に送付し、記名押印させていた。

(上川教育局)

j ボイラー性能検査整備工事において、施工中に新たな修繕箇所が発生した場合には、当該少額工事の仕様を変更し、契約変更を行わなければならないが、これを行わず、当初の少額工事施行決定書を廃棄し、新たに修繕箇所を含めた少額工事施行決定書を作成していた。

(檜山振興局)

k 道の所有に属する物品の売払いに当たっては、原則として売払代金の完納後に、当該物品を引き渡さなければならないが、完納前に引き渡しているものが、1件、16万3,611円あった

(釧路高等技術専門学院)

《指導事項》

a 特別管理産業廃棄物処理業務に係る単価契約において、業者から見積書を徴取し契約の相手とする場合は、決定書により決定し契約を締結しなければならないが、これを行わずに契約を締結しているものがあった。

b 土地建物の賃貸借契約について、契約期間中に賃貸人が死亡した場合には、翌年度の契約更新時においては、所有者である相続人と新たに契約を締結することとなるが、契約の相手方が死亡したことを承知していたにもかかわらず、翌年度に死亡者を名義人とする契約を継続しているものがあった。

c 自動車用燃料の購入に係る制限付一般競争入札の執行において、公告に示した入札参加資格要件の内容が明確でなく、また、その審査を適切に行わないまま、入札参加資格があるとして申請者に通知しているものがあった。

d 物品の購入に係る一般競争入札において、予定価格を定めたときは、予定価格調書を作成しなければならないが、これを作成していないものがあった。

e 物品の購入において、契約担当者等は、1件の予定価格が100万円以上の契約を随意契約の方法により締結しようとするときは、予定価格調書を作成しなければならないが、これを作成していないものがあった。

f 予定価格調書の作成に当たっては、入札前に当該予定価格を公表するときを除き、金額は自書することとされているが、パソコンにより作成しているものがあった。

g 一般競争入札に係る予定価格調書の作成において、予定価格は消費税等相当額を加算した額を記載することとなっているが、消費税等抜き価格を記載しているものがあった。

また、当該予定価格調書には入札書比較価格を記載することとなっているが、これを記載していないものがあった。

- h パソコンの再リース契約に係る予定価格の積算において、当初契約額の10分の1の額をもって積算することとしたが、当初契約時に定めた予定価格の10分の1の額をもって積算したため、予定価格が過大となっているものがあつた。
- i 物品購入に係る予定価格の決定において、積算された金額を変更する特段の理由がないにもかかわらず、これと異なる額を予定価格としているものがあつた。
- j ボイラー性能検査のための点検整備工事において、工事期間に行うボイラー性能検査が終了していないにもかかわらず、ボイラー性能検査の前日に当該工事が完了したとして、支出負担行為担当者に完成検査報告をしているものがあつた。
- k 物品の納品検査において、検査員は、検査方法書の定めるところにより、履行確認を行わなければならないが、現物を確認せずに検査を行ったこととしているものがあつた。
- l 物品の納入に係る検査において、各部長等から検査を依頼された他の各部長等は、所属の検査員に検査を行わせ、検査済通知書を作成の上、当該検査を依頼した各部長等に通知しなければならないが、実際に検査を行っていない検査員の記名、押印により処理しているものがあつた。
- m 牛乳の購入に係る単価契約において、指定された検査員が納品検査を行い、給食用牛乳購入記録票に押印することとなっているが、指定された検査員以外の者が検査し押印しているものがあつた。
- n 物品購入等の契約における履行確認検査については、契約担当者等が指定する検査員が行うこととなっているが、検査員の指定を行わないまま、検査を行っているものがあつた。
- o 定期刊行物の購入において、履行確認検査は、当該定期刊行物が納入された都度行い、定期刊行物購入決定書の所定欄に納入月日等の所要事項を記載の上、押印することとなっているが、これを行っていないものがあつた。
また、供給人から物品の納入を受ける場合においては、納品書等を徴することとなっているが、これを徴していないものがあつた。
- p 物品購入における履行確認のための検査は、供給人から納品の通知を受けた日から起算して10日以内に行わなければならないが、これを超えて検査を行い、さらに、支出が遅延しているものがあつた。

《検討事項》

治山工事目的物の敷地については、使用する土地の借賃を土地使用により通常生ずる損失の補償であるとして補償金で支出しているが、この根拠規定が明確でないことから、補償の取扱いについて検討する必要がある。

オ 財産に係る事項

(7) 公有財産

《指摘事項》

校舎敷地に隣接している第三者が所有する土地について、歩道平板を敷設した

り、草刈りを行うなど長期間にわたり占有していたが、当該土地の所有者との権利関係が明確となっていなかった。
(美深高等養護学校)

《指導事項》

- a 備品購入費で購入した組立式の物置については、埋設した束石と物置の本体をボルトで固定しており、土地の定着物と認められるので、教育財産への編入を行う必要があるが、この手続を行わずに、物品として管理しているものがあった。
また、平成15年度に寄附により取得した組立式物置について、教育長の承認など必要な手続を行っていないものがあった。
- b 教育財産を道以外の者が使用しようとするときは、あらかじめ、教育財産使用許可申請書を提出させ、その内容を審査の上、使用を許可しなければならないが、これらの手続を行わずに教育財産の一部を使用させているものがあった。
- c 教育財産の使用許可において、校舎の一部を団体の事務室として使用させているが、当該使用に係る許可手続を行わず、加算料金を徴収していないものがあった。
- d 行政財産の使用の許可において、直接又は間接に道の便宜となる事業又は施設の用に供するときなどは、道以外の者に行政財産の使用を許可することができるが、当該許可を行うことなく団体などの用務に使用する自動車を駐車場敷地に駐車させているものがあった。
- e 行政財産の使用許可に係る加算料金の徴収において、前年度の電気料金等の実績額や算定対象面積を誤ったり、根拠のない勘案率を用いて算定したことや上下水道料金を算定の対象としなかったことなどから加算料金の算定が過大となっているものや過少となっているものがあった。
- f 第二種普通財産に係る貸付料については、道の貸付料算定基準に基づき算定しなければならないが、これと異なる算定を行ったことから、貸付料が過少となっているものがあった。
- g 公有財産の管理において、公有財産はその区分ごとに公有財産台帳を調製し、当該台帳に登録された土地、立木竹、工作物等については、図面を附属させておかななければならないが、台帳を調製していないものや、台帳の内容に不備があるもの、図面を附属していないものなどがあった。

《検討事項》

行政財産の使用許可において、道有施設である国立公園内の駐車場等に係る使用料については、その2分の1を減免しているが、当該減免の根拠としている環境生活部の事務連絡については、財務規則に規定する合議の手続を経たものではないことから、減免のあり方について検討する必要がある。

(1) 物品

《指摘事項》

- a 公用車等物品の損傷が発生し、修繕費用を支出しているものがあった。
(部 局 名) (件数) (金額)
・空知総合振興局 2件 68,565円

・日高振興局	5件	326,246円
・渡島総合振興局	1件	65,341円
・上川総合振興局	2件	364,419円
・釧路総合振興局	4件	240,064円
・胆振教育局	1件	72,492円
・釧路教育局	1件	81,501円
・北見警察署	3件	106,207円

b 公用車及びスノーモービルの損傷が発生し、修繕費用として、3件、53万4,691円の支出があった。

また、部局長は、物品が損傷したときは、直ちに、その事実を確認の上、知事に事故報告書を提出しなければならないが、このうち2件について、当該手続を行っていなかった。
(十勝総合振興局)

c 物品の管理において、内水面における密漁取締りのため、取締艇を配置しているが、当該取締艇による密漁取締りが長期間行われておらず、有効活用が図られていなかった。

また、当該取締りを長期間実施していないにもかかわらず、当該取締艇の管理業務を団体に無償で委託したままとなっていた。

(オホーツク総合振興局、釧路総合振興局)

d 劇物の管理において、取扱責任者は薬品の使用数量及び残量を正確に確認の上、受払簿に記入しなければならないが、これを行っていないものがあった。

さらに、長期にわたり現在量を把握することなく、月ごとに整理、確認したとしていた。
(佐呂間高等学校)

e 物品の処分において、公用車を廃車した際に、当該自動車の車検の残存期間に係る自動車重量税相当額や当該自動車に係る自賠責保険の残存期間に係る保険料相当額の還付を受けられることができる場合は、これらの還付手続を行うこととされているが、これを行っていないものが、10台分、5万9,385円あった。

(函館方面本部)

f 生徒の実習により生産した物品を売り払うときは、物品売払決定書を作成しなければならないが、生徒会への当該生産品の売払いに当たり、生徒会が当該生産品を一般町民等に売り払った後に当該決定書を作成していた。

また、生産品の受入れにおいて、実習担当主務者は、生徒の実習により物品の生産があった場合は、その都度、生産品報告書により物品管理者に報告しなければならないことなどとされているが、生産品報告、処分方法の決定又は不良生産物報告が適切に行われていないものなどがあった。(美深高等養護学校)

《指導事項》

a 貸付被服の購入において、年間を通じて着用するものは6月1日に、冬季間に着用するものについては10月1日に貸付を行うことになっているが、この日を過ぎて購入し、貸付を行っているものがあった。

b 自動車検査証の更新及び一時抹消の手続に係る自動車重量税印紙等の購入において、物品購入決定書を作成せずに、受託手数料の支出と合わせて一般決定書により購入しているものがあった。

- c 物品管理者は、実習担当主務者から物品の生産報告等を受けたときは、現品を確認の上、生産品受入（処分）決定書により当該生産品の受入れ及び処分の方法等の決定を行わなければならないが、これらを行っていないものがあった。
さらに、当該生産品の一部を加工原料等として新たに生産品を生産したが、生産報告等の手続を行っていないものがあった。
- d 生産品の受入れにおいて、実習担当主務者は、生徒の実習により物品の生産があった場合は、その都度、生産報告書により物品管理者に報告しなければならないが、これを行っていないものがあった。
- e パーソナルコンピューターの管理換において、物品の管理換の通知を受けたときは、当該物品の受入れの決定をし、管理換物品受領書を管理換をした受任会計員たる物品管理主任に送付しなければならないが、これを行わないまま供用しているものがあった。
- f 現金領収証書及び納付（納入）受託証書については、その受入れ及び払出しの状況等を明確にするため、現金領収証書受払簿及び納付（納入）受託証書受払簿に記載し、適切な管理を行わなければならないが、これを行っていないものがあった。
- g 混和軽油等の調査のために採取した分析試料等については、試料（廃液）管理簿に記載することとされ、分析試料を試薬を用いて試験を行った後は、アルカリ液とその他の溶剤に分離し、それぞれ回収して保管し、未使用の試料とともに、同管理簿に所要事項を記載することとされているが、採取した分析試料等の数量の把握を適切に行っていなかったことから、その他の溶剤及び未使用の試料について、管理簿の記帳数量と実際の保管数量が異なっているものがあった。
- h 郵便物の不足料金を切手で支払う場合は、郵便切手受払簿に不足料金と記載し、不足料金を支払うことなどとなっているが、不足料金が記載された不足料金貼付用葉書に不足料金分切手を添付した写し等を保管していないため、不足料金を確認できないものがあった。
- i 郵便切手の払出しを受けるときは、数量等について十分検討の上請求する必要があるが、必要数より多く払出しを受けて余剰分を課内で留保し、その後必要となったときに、記録をしないまま余剰分を使用する方法を繰り返しているものがあった。
- j 劇物の管理において、取扱責任者は、薬品の使用数量及び残量等を正確に確認の上、受払簿に記入するとともに、月ごとに現在量を整理・確認しなければならないが、これらを行っていないものがあった。
また、危険薬品は、その他の化学薬品とは別に保管し、劇物を含む場合にはその貯蔵場所に医薬用外劇物の文字を表示しなければならないが、これらを行っていないものがあった。
さらに、それぞれ別の薬品貯蔵箱などに入れて保管することとされている薬品や砂箱を用いて保管することとされている薬品について、同じ棚に保管しているものや砂箱を用いずに保管しているものがあった。
- k 動物管理に係る医薬品等の管理について、危険医薬品の保管量は、容器を含

めた風袋込み重量を確認することとなっているが、液体の劇薬の受払簿等において、体積で現在高を記録しており、管理が不適切なものがあった。

- l 一般薬品の管理においては、取扱責任者は薬品等の使用数量及び残量を正確に確認の上、受払簿に記入しなければならないが、これを行っていないものがあった。
- m 物品の管理において、委託契約に係る業務の処理に伴い受託者から引渡しを受けた成果品は、多数の報告書、プログラムが記録されているCDなど成果品の性質上物品として管理する必要があるものについては、生産物としての受入決定を行い、物品として管理することとされているが、成果品として提出された報告書やCD等についてこの手続を行っておらず、物品としての管理を行っていないものがあった。
- n 物品であるヒグマ等被害防止用電気柵を貸し付けようとするときは、契約担当者等は、貸付の決定をしなければならないが、これを行わずに貸し付け、受領書も徴していないものがあった。

なお、この電気柵は、毎年度もっぱら貸付に供している物品であり、貸付を複数人に対し無償で行っていること及び物品の性質上安全に配慮した設置・管理が求められることから、貸付手続等に関する要領を策定するなど当該物品の管理を適切に行う必要がある。
- o 道の使用のため借り入れた物品については、道有備品に準じて管理をすることとなっているが、受入決定等の管理事務を行っていないものがあった。

また、当該物品を委託業者に供与しているが、払出決定等の供与事務を行っていないものがあった。
- p 物品の借上げに当たっては、検査員を指定し、当該借上物品の種類及び数量について検査を行うとともに、物品受入決定書を作成することなどとされ、また、当該物品につき返還すべき事由が生じたときは、物品払出決定書を作成するとともに、相手方から物品受領書を徴することなどとされているが、複写機の借上げにおいて、これらの手続を行っていないものがあった。

また、当該複写機を使用していない日があったにもかかわらず、転写作業を行ったこととして、実施証明書を作成しているものがあった。

《検討事項》

- a 教育庁における公用車の管理等については、北海道教育委員会庁用自動車管理規程に基づき実施しているところであるが、各所属における細則等の制定や始業点検などの取組を積極的に求めてこなかったことから、所属において取扱いが区々となっており、公用車の安全運行のみならず、財産管理の上からも不十分な状況にあり、損傷事故に際して損傷に至った詳細が不明という事例が散見された。

知事部局における日常の始業点検記録などの実践事例も踏まえ、公用車のより適切な管理等について検討する必要がある。
- b 生徒の実習により生産した物品の売払いにおいて、即売会等で不特定多数の者に売り払う場合の代金収納に当たっては、収入取扱員は、生産品売払代金領収書によって売払代金を収納できることとされている。

しかしながら、各学校においては、生徒に農業、工業等の生産物の生産から

加工・販売・消費に至る流通に必要な知識と技術を習得させるとともに、生産から流通への過程、商品知識、販売技術などの総合的な実践学習をさせるため、当該販売会等を実習授業として実施し、生徒が主体となって販売する形式で行うことが多く見受けられるところであり、全てにおいて購入者に生産品売払代金領収書を交付するという方法を採用することは、実践的な学習においてふさわしいものとは認められないところである。

このことから、生産品を実習授業として販売する場合における売払代金の収納方法について検討する必要がある。

カ 工事（技術）に係る事項

(7) 設計

《指摘事項》

- a 砂防工事において、河床洗掘防止のための河床ブロックの設計に当たり、河川砂防技術基準に基づき河床ブロックは既設の護岸ブロックと接続させるべきところ、当該基準によらない設計・施工を行ったため河床の土砂が露出することとなり、河床洗掘防止機能を確保するための改善が必要であった。

(十勝総合振興局)

- b 道路工事において、道道との交差点を横断するコンクリート製のボックスカルバートは、排水の重要度が高いものとして10年確率の計画流量により断面の設計を行っていた。

しかし、これに地中で接続する下流側のカルバートについては、この計画流量に対して小さな流下能力を持つものを設計したことから、計画流量の通水が困難なものとなっていた。

(上川総合振興局)

- c 農業用水路工事において、用水路の中間にあるコンクリート製分水柵に鋼製蓋を設置していたが、この蓋の受台を一部設けていなかったため不安定となっており、人がこの上に乗ると踏み抜くこととなるため、改善が必要であった。

(後志総合振興局)

- d 屋内競技場の天井耐震補強工事において、競技場の床から天井までの足場の設計に当たり、木製の床に鉄板を並べた上で足場を組み立てることとしていたが、この床の取り外しができることから、下のコンクリート床に板材を敷設するなどの工法に変更したため、設計変更すべきところこれを行っておらず、設計金額が、1,323万円過大となっていた。

(建設部)

《指導事項》

- a 漁港近傍斜面の落石防護網設置工事に当たり、一部の網の固定が不十分なために、端部がめくれ上がっており、落石を直接落下させることなく捕獲して斜面の下部に導くことができなくなっているものがあつた。

- b 漁港内道路工事において、隣接する河川を流末とする横断管渠を設置していたが、その河川の水位が高いため、排水を吐き切ることができずに滞水しており、その周囲は土砂のままであることから、埋塞防止のための改善が必要なものがあつた。

- c 農道工事において、道路横断函渠工の護岸の設計に当たり、護岸すり付け部の設計が適切でないため、今後の増水により、上流端に発生している河岸浸食部から護岸背面が洗掘されることを防ぐための改善が必要なものがあつた。

- d 砂防えん堤工事において、草や根の混じった表土であるすき取り土の有効活用を図るため、管理用道路の切土法面等の植生工を施工していたが、すき取り土再利用暫定基準で定められた法勾配より急な箇所であり、一部で植生不良が見受けられることなどから、他の適切な植生工で設計すべきものがあった。
- e 道路改良工事において、防雪柵を固定するコンクリート基礎の設計に当たり、高さが2 mを超えるコンクリートの打設では作業の安全確保に必要な足場を計上する必要があるが、これを行っていないため設計金額が過少となっているものがあった。
- f 道路改良工事において、高所にある擁壁の設計に当たり、作業の安全確保に必要な仮設昇降用階段を計上する必要があるが、これを行っていないため設計金額が過少となっているものがあった。
- g 河川改修工事において、矢板護岸工の鋼矢板の施工に当たり、打込み機械を据え付けるために必要な仮設の鋼製架台を計上しなかったため、現場条件を考慮した適切な設計となっておらず、設計金額が過少となっているものがあった。
- h 河川改修工事において、畑の中を通行する工事用車両の仮道設計に当たり、畑地の保護及び走行性の確保のために必要な敷鉄板を計上しなかったため、現場条件を考慮した適切な設計となっておらず、設計金額が過少となっているものがあった。
また、現場内及び工事用道路の除雪工の設計に当たっては、当初設計の除雪回数は概数として扱い、現地の積雪深及び降雪量等に応じて設計変更する必要があるが、これを概数として扱わず、積雪調査等に基づく適切な設計変更を行っていないものがあった。
- i 設備改修工事において、空気調和設備機器類の更新に当たり、設計時の想定と異なる現場条件に対応するよう計測機器を施工していたが、設置材料の数量等が変更となったにもかかわらず、設計変更を行わなかったため、設計金額が過少となっているものがあった。
- j 用水路工事等において、工事用道路や作業現場内の除雪工の設計に当たっては、当初設計の除雪回数は概数として扱い、現地の積雪深及び降雪量等に応じて設計変更する必要があるが、実際の積雪状況に対応した除雪回数等の管理を行わず、適切な概数の確定を行っていないものがあった。

(4) 積算

《指摘事項》

- a 急傾斜地崩壊防止工事において、鋼材や生コンクリートなどの工事資材の運搬に当たり、100トン吊りクレーンを使用することとして積算していたが、現場の施工条件から70トン吊りクレーンによる施工が可能であったため、設計金額が128万1,000円過大となっており、契約金額が87万1,500円割高となっていた。
(釧路総合振興局)
- b 住宅改修工事において、Uカットシール材充填工法により外壁のひび割れを補修していたが、施工と異なるエポキシ樹脂注入工法の施工費により積算したため、設計金額が112万3,500円過大となっていたほか、鉄筋露出部補修の施工

費を誤ったため、設計金額が3万1,500円過少となっており、契約金額が95万5,500円割高となっていた。
(オホーツク総合振興局)

《指導事項》

- a 畑かん用水管路工事において、管路の基礎に土砂を購入して使用することとしていた。この土砂の数量の算出に当たっては、締め固まることを想定して一定の割増率を考慮して計上しなければならないが、これを誤ったため、設計金額が過少となっているものがあつた。
- b 急傾斜地工事において、コンクリート吹付法砕工の積算に当たり、冬期施工に係る防寒養生費として耐寒剤を計上する必要があるが、これを行っておらず、設計金額が過少となっているものがあつた。
- c ほ場整備工事において、既設コンクリートトラフの撤去の積算に当たり、コンクリートを取り壊す歩掛りを適用すべきところ、誤って再利用をするための歩掛りで積算したことから、設計金額が過大となっているものがあつた。
- d 営農用水工事において、橋梁への配水管の添架などの積算に当たり、価格積算要領に基づき、直接工事費は材料費と労務費等に分け、数量と単価及び歩掛りにより積算すべきところ、これを行わず、参考図面は添付していたものの、内訳書を作成せず一式の価格のみで発注しているものがあつた。
- e 公園工事において、積算に使用する資材の単価策定に当たっては、水産林務部の工事用資材設計単価策定要領に基づき、発注者が資材の単価を業者に見積り依頼して決定することとされているが、これを行っておらず、当該工事の設計業務受託者が調査したものをそのまま使用しているものがあつた。
- f 車庫増築工事において、建具単価の策定に当たっては、営繕工事設計単価策定要領により、各社の見積り価格のうち最低価格を参考に決定すべきところ、これを行っておらず各社の見積り価格の平均値により決定していた。
また、査定率の策定に当たっても実勢資料の建具と類似品の建具の規格は同じとすべきところ、異なったものにより算出しているものがあつた。
- g 道路工事において、掘削に伴い工事に使用することができない不良土が発生したため、土砂受入場へ運搬処理することとしていたが、必要となる土砂受入費を計上すべきところ、これを計上せずに積算したことから、設計金額が過少となっているものがあつた。
- h 設備改修工事において、自動制御機器類の積算に当たり、見積りを徴取し単価を策定していたが、査定率については要領に基づき類似品価格等を見積りを徴取し算定すべきところこれを行わず、見積り依頼先から聴取した率を乗じて決定しているものがあつた。
- i 漁港の照明灯設置工事において、安価な1灯用照明器具と高価な2灯用照明器具の数量を誤って計上し積算したため、設計金額が過少となっているものがあつた。
- j 橋梁からの車両転落を防ぐ防護柵の設置工事において、工事中に必要となる仮設材の数量を誤ったため、設計金額が過大となっているものがあつた。

- k 道路工事において、盛土を保護するかごマットの設計に当たり、中詰め材は既設コンクリート擁壁を取り壊した径15cmから20cmのコンクリート殻で設計していた。
この大きさに小割するには通常よりも更に費用が必要となるが、これを計上していなかったため、設計金額が過少となっているものがあつた。
- l 治山工事において、落石防護柵の固定用鋼製アンカーの施工に当たり、ボーリングマシンの作業用架台を設計しているが、この架台の数量を誤って積算したため、設計金額が過大となっているものがあつた。
- m 道路工事において、擁壁工の積算に当たり、基礎杭の地中部に注入するモルタルの数量を誤ったため、設計金額が過大となっているものがあつた。
また、路肩部に設置するU型側溝の基礎コンクリートを計上しなかったため、設計金額が過少となっているものがあつた。
- n 災害復旧工事において、コンクリート擁壁の施工費の積算に当たり、冬期間に施工するための防寒囲いを計上していたが、その数量を誤ったため、設計金額が過少となっているものがあつた。
- o 庁舎解体工事において、工事中に庁舎及び車庫で基礎杭が発見され、その杭の引き抜き撤去を設計変更しているが、これに伴う土留めのための鋼矢板の供用日数の増加や、工事敷地の出入口に配置している交通誘導員の増加については計上しておらず、設計金額が過少となっているものがあつた。

(ウ) 施工

《指摘事項》

- a 河川改修工事において、河岸を保護するためコンクリート法枠ブロックで護岸工を施工していたが、水面と平行に多数の法枠ブロックにひび割れが連続して発生していた。ひび割れは護岸工の安定性を低下させることから、適切な改善策を講じる必要があつた。
(釧路総合振興局)
- b 営農用水工事において、橋梁外側への配水管の添架に伴い、その管の上に歩行者が進入して転落する危険を防止するため立入りを禁止する扇形の柵を設置していたが、その設置箇所は歩行者が容易に立ち入ることができる不適切な位置であり、歩行者の進入を防ぐための改善が必要であつた。(十勝総合振興局)
- c 河川工事において、河床洗掘防止のために、コンクリート殻を袋詰めにした円形の根固め工を施工していた。
この根固め工は設計図書に基づき相互に接して設置しなければならないが、施工した全延長にわたってこれを行っておらず、河床洗掘防止のための改善が必要であつた。
(十勝総合振興局)
- d 河川工事において、護岸のための連節ブロックの敷設に当たり、その背面に土砂の吸出しを防止するためのシートを施工していたが、共通仕様書に基づき重ね合わせを設けてはならないところ、全延長でこれを設けており、護岸の機能を確保するための改善が必要であつた。
(オホーツク総合振興局)

《指導事項》

- a 道路新設工事において、軟弱な地盤の上に路盤工と舗装工を平成19年度に施工していたが、当該施工区間で沈下が発生し、平成22年度に施工した区間との境目に約40cmの段差が生じていた。この段差を解消するため、一部の区間で舗装のやり直しなど、沈下に対する改善が必要なものがあつた。
- b 農業用排水路工事において、道路の路肩の張芝を誤った位置に施工したため、路面排水に支障を来すこととなり、路面排水を確保するための改善が必要なものがあつた。
- c 保安林改良工事において、木製防風工の設置に当たり、防腐処理をしていない支柱の根元を誤って土砂で覆ってしまったため、早期劣化に対する改善が必要なものがあつた。
- d 複数の道路橋の補修工事において、橋台と橋桁のすき間に桁の伸び縮みを吸収し、かつ橋面の水を漏らさないための伸縮装置を設置しているが、接着剤の不十分な施工等による漏水が一部で見受けられ、漏水防止のための改善が必要なものがあつた。
- e 橋梁修繕工事において、車両用防護柵を固定するアンカーボルトの施工に当たり、垂直に埋め込むべきところを斜めに埋め込んだため、座金付ナットも斜めとなり支柱のプレートとの間に隙間が生じることとなった。このことによりプレートと座金の摩擦抵抗面積は小さくなり、緩み防止機能が低下するため改善が必要なものがあつた。
- f 治山工事において、コンクリートの打設作業のために必要となる、防寒囲いを兼ねた足場工を設計していたが、この一部を施工しておらず、高所作業の安全確保や防寒対策が不十分なものがあつた。
- g 道路工事において、橋梁護岸の一部にかごマットを施工していたが、土木工事共通仕様書に基づき、中詰め材料の割栗石は、できるだけ空隙が少なくなるよう十分に充填することとされているが、中詰め材料が不足しており、護岸機能を確認するための改善が必要なものがあつた。
- h 海岸工事において、傾斜護岸の施工に当たり、護岸ブロック背面の土砂の吸出しを防ぐために防砂シートを敷設していたが、護岸の天端高さまで敷設する設計のところ、一部の区間で不足しており、設計どおりの敷設範囲を確認するための改善が必要なものがあつた。
- i 林道工事において、道路側溝の施工に当たり、側溝の一部区間で、排水のための勾配を確認しなかったことにより滞水している区間があつた。滞水は路体に水が浸透し安定性を阻害することから改善が必要なものがあつた。
また、コンクリートU型トラフによる側溝の施工において、砂利基礎工に浸入した浸透水を排除するため、その中間にコンクリート止水壁及び排水口を設け排水することとしていたが、一部の排水口をモルタルで閉塞させており、排水機能が発揮できないことから改善が必要なものがあつた。
- j 農業用水路工事において、コンクリートV型トラフの施工に当たり、その背面を土砂で埋め戻していたが、一部の区間で沈下が発生しており、表面水の流入や凍上防止のための改善が必要なものがあつた。

- k 法面保護工事において、吹付法枠の施工が冬期間にわたるため、コンクリートに耐寒剤を配合することとしていたが、指針等に基づき打設後の温度測定等に関する具体的な品質管理計画を事前に決定すべきところこれを行わず、また、養生中のコンクリート温度の測定管理を行っていないものがあつた。
- l 営農用水工事において、道路の路肩への送水管の埋設に当たり、管の基礎材料として土砂を使用し人力で締め固めることとしていたが、農業土木工事施工管理基準に基づき、管の横部分の締め固め度を測定し品質を管理すべきところ、これを行っていないものがあつた。
- m 河川の護岸ブロック工事において、ブロックと河床の間の間詰めコンクリート施工に当たり、耐寒剤を用いた寒中コンクリートの使用を承諾しており、承諾に当たっては養生温度は定められた温度以上で行う取扱いとなっているが、請負業者からの使用承諾願ひに対し当該取扱いを徹底しなかつたことから、コンクリートの養生温度が不十分となっているものがあつた。
- n 管水路工事において、管路の安全性を確認するための水圧試験に当たり、試験水圧を誤って算定し設計図書に明示したことから、水圧試験を必要な値より低い水圧で行っており、管路の安全性についての確認ができないものがあつた。

(I) その他

《指摘事項》

- a ポンプ室新築工事において、工事が完了した場合は、4日以内にその旨を建築主事に通知し、建築基準法関係規定に適合しているか、建築主事の検査を受けなければならないが、工事完了に伴うこれらの手続を行っていないかつた。
(胆振総合振興局)
- b 農業用排水路工事において、工事完成届の提出後に排水路の切土法面に崩れが発生したが、工期がまだあるにもかかわらず、当該法面の崩れへの対応を行うことなく、工事完成検査を行い、完成したとして工事の受渡しを行っていた。
(十勝総合振興局)

《検討事項》

橋梁架替工事において、仮設歩道橋の設置に当たり、仮橋上部や基礎となるH形鋼等については、道が複数年のリース契約を行い支給しているが、工事請負契約書の適用条項を削除しているため、支給材としての適切な取扱いを行っていないかつた。

この支給材に係る契約条項の不備については、設計内容に係る審査の仕組みが不十分であることから、この適用条項を必要とする工事に関する適切な取扱いについて検討する必要がある。

(4) 経営に係る事業の管理について是正又は改善を求めたもの

《指摘事項》

北海道競馬の経営は、「北海道競馬改革ビジョン」に基づき、開催業務の委託や門別ナイターの開催、ミニ場外発売所の新規開設など、売上げの拡大や開催経費の節減などに努めたことから、当年度の純損失が前年度に比べ1億6,254万円減少し、4,765万円となり、一般会計からの新たな借入れを行わなかつたなど、経営の改善が図られてきているところであるが、累計の借入金が、242億4,375万円と依然として多額となっていることから、引き続き経営の改善を図る必要がある。
(農政部)

(5) 交通事故等が発生しているもの

ア 公用車の交通事故

《指摘事項》

(ア) 公用車による交通事故が発生し、賠償金及び修繕費用として、3件、252万3,062円の支出があった。(留萌振興局)

(イ) 公用車による交通事故が発生し、賠償金として、1件、545万4,440円の支出があった。(教育庁)

《指導事項》

19監査実施部局において交通事故が発生し、賠償金や修繕費用等の支出等をしているものがあった。

イ その他行政事故等

《指摘事項》

(ア) 公宅で火災事故が発生し、復旧する場合の費用として439万円相当を要する公有財産の焼損があった。(留萌千望高等学校)

(イ) 公宅で火災事故が発生し、復旧費用として14万7,000円を支出していた。(利尻高等学校)

《指導事項》

(ア) 道営住宅で火災が発生し、修繕費用等として1件、1,894万4,450円の支出があったので、入居者に対し火災予防の徹底を図るなど、損害発生未然防止のための措置を講ずる必要のあるものがあった。

(イ) 職務執行中に行政事故が発生し、賠償金を支出しているものがあった。

(ウ) 路側標識の腐食による倒壊及び庁舎の屋根からの冰雪塊の落下により、車両を損傷し、賠償金を支出しているものがあった。

(エ) 道営住宅の管理瑕疵により人身事故が発生し、賠償金を支払っているものがあった。

(オ) 物品管理主任の保管に係る物品が亡失したときは、部局長は、その事実を確認の上、会計管理者を経て、知事に事故報告書を提出しなければならないが、ダム建設付替道路工事に伴い発生した鋼材が盗難にあったにもかかわらず、この手続を行っていないものがあった。

(6) その他是正又は改善を求めたもの

《指摘事項》

ア 収入の原因となるべき契約の締結に係る専決権限を有する職及び上限金額については、北海道立農業大学校事務決裁細則で定められているが、専決権限を有しない者が、生産物の売払決定を行っているものがあった。(農業大学校)

イ 支出負担行為の専決権限を有する職及び上限額については、北海道教育庁等専決代決規程等で定められているが、専決権限を有しない者が支出負担行為を行っているものがあった。

(教育庁、後志総合振興局、十勝総合振興局、留萌教育局、旭川方面本部)

ウ 行政財産の使用許可等の管理に係る決裁権限を有する職については、財務規則で定められているが、決裁権限を有しない者が使用許可等の決定を行っているものがあった。
(上川総合振興局)

《指導事項》

ア 1件の金額が300万円以上の委託料に係る支出負担行為を決定しようとするときは、指導審査課長の合議を経なければならないが、これを行っていないものがあった。

イ 歳入金に係る現金の収納の事務に従事する収入取扱員については、地方部局長等が任命した会計員でなければならないが、会計員に任命していない者を収入取扱員としているものがあった。

ウ 歳入金に係る現金の収納の事務については、収入取扱員が行わなければならないが、収入取扱員に任命していない者に現金を取り扱わせているものがあった。
また、会計員に任命していない者を収入取扱員の不在時の代行者に指定しているものがあった。

エ 歳入歳出外現金の出納等の事務については、歳入歳出外現金等取扱員が行わなければならないが、歳入歳出外現金等取扱員に任命していない者にこれを行わせているものがあった。

オ 非常勤職員の報酬を資金前渡の方法により支払う場合には、諸給与等に係る支払の事務に従事する資金前渡員を任命して行うことなどとされているが、外国語指導助手の報酬の支給に当たり、前渡資金による現金支給を行ったにもかかわらず、資金前渡員の任命等の手続を行っていないものがあった。

カ 物品管理主任に異動があったときには、命解の発令をしなければならないが、これを行っていないものがあった。

キ 契約保証金については、契約の履行確認後、速やかに返還すべきものであるが、返還まで相当の期間を経過しているものがあった。

ク 林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定においては、租税公課の滞納が現にないことなどを資格要件としているが、納税証明書を提出させることなく、借受希望者の申し出により審査を行い、貸付資格を認定し貸付を行っているものがあった。

ケ 収入証紙の取扱状況や収入取扱員の所掌する現金等の出納事務については、毎年3月31日において、検査員を定めて検査を行うこととされているが、これを行っていないものがあった。

コ 収入取扱員に異動があったときには、検査員を定めて、その所掌する現金の出納事務について検査をしなければならないが、これを行っていないものがあった。
また、前任者は、異動発令の日から10日以内に、引継書を作成し、後任者に引き継がなければならないが、これを行っていないものがあった。

サ 収入取扱員や物品管理主任に異動があったときには、引継書を作成し、その保管

又は管理に係る帳簿及び証拠書類等を引き継がなければならないが、これを行っていないものがあった。

シ 収入証紙の取扱状況の検査において、検査員は、検査を終了したときは、速やかに、検査報告書により、当該検査の結果を部局長に報告しなければならないが、これを行っていないものがあった。

ス 歳入歳出外現金等取扱員に異動があったときには、引継書を作成し、後任者に引き継がなければならないが、これを行っていないものがあった。

セ 歳入歳出外現金等取扱員や資金前渡員に異動があったときには、検査員を定めて、その所掌する現金等の出納事務について検査をしなければならないが、これを行っていないものがあった。

ソ 資金前渡員の所掌する現金の出納事務については、毎年3月31日において、検査員を定めて、検査を行うこととされ、異動があった場合も同様に取り扱うこととされているが、庁中常用経費に係る資金前渡事務取扱要領に基づく資金前渡員の解任に当たり、これを行っていなかった。

タ 旅行命令権者が旅行を命じた場合において、旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならないが、在勤地からの旅行を用務地からの旅行とする旨の申請を行わなかったため、旅行命令の変更をしていないものがあった。

チ 職員が自家用車を公用で使用するときは、所属長に公用使用の申し出を行い、その承認を受けることとされているが、これを受けずに使用し、また、外勤命令を受けないまま外勤を行っているものがあった。

第3 公営企業会計に係る定期監査結果

1 指摘事項等の件数

監査の結果、公営企業会計に係る10監査実施部局のうち、財務に関する事務の執行が総体として適正であると認められた部局は2監査実施部局、是正又は改善を求めた監査対象部局は8監査実施部局であり、指摘事項、指導事項及び検討事項としたものの件数は、次のとおりである。

区 分	指摘事項	指導事項	検討事項	計
予 算	(0 1)	(0 1)	(0 0)	(0 2)
収 入	(0 1)	(2 5)	(0 0)	(2 6)
支 出	(2 1)	(4 4)	(2 0)	(8 5)
契 約	(5 2)	(5 1 2)	(1 0)	1 1 (1 4)
財 産	(3 4)	(2 3)	(1 1)	(6 8)
工事(技術)	(0 0)	(0 0)	(0 0)	(0 0)
経 営 管 理	(2 2)	(0 0)	(0 0)	(2 2)
そ の 他	(0 2)	(2 1)	(0 0)	(2 3)
計	1 2 (1 3)	1 5 (2 6)	(4 1)	3 1 (4 0)

注 () 内は、平成21年度の件数である。

2 監査の結果

(1) 経済性、効率性及び有効性の視点から是正又は改善を求めたもの

契約に係る事項

《指摘事項》

ア 院内保育所保育業務委託の執行において、保育児が0名となり、業務委託の必要がなくなったにもかかわらず、特段の理由もなく廃止又は休止に係る受託者への通知が1箇月程度遅延したため、不経済な支出となっているものが、72万8,137円あった。(保健福祉部)

イ エアコンの取替、設置工事において、1件の工事として施工することが可能であったが、特段の理由がないのに2件に分割し、それぞれ随意契約により契約を行っていた。

また、エアコンの設置については、適切な時期に工事を実施する必要があるが、11月に工事を実施していた。(緑ヶ丘病院)

(2) 合規性の視点から是正又は改善を求めたもの

ア 収入に係る事項

《指導事項》

(ア) 医業未収金の徴収事務において、督促状の指定期限を過ぎて納付のない場合は、電話や訪問等による催告を行うとともに面談により状況調査をすることとされ、

その後も納付がない場合や連絡のとれない場合は催告を行うこととされているが、これらを行っていないものがあった。

- (イ) 工業用水道料金の納入期限については、企業局財務規程で調定の日から20日以内において適宜の納入期限を定めることとされているが、20日を超えて納入期限としているものがあった。

イ 支出に係る事項

(7) 報酬

《指摘事項》

特別職非常勤職員である委嘱医の報酬は、北海道特別職職員の給与等に関する条例に定める月額を超えて支給することはできないこととされているが、これを超えて支給したことから、過払いとなっているものが、1名分、21万780円あった。(緑ヶ丘病院)

《指導事項》

診療業務委嘱医について、特殊勤務手当の支給を受けることのできる業務に従事したときは、これに相当する額を報酬として支給することとされているが、未払となっているものがあった。

《検討事項》

特別職非常勤職員の報酬は、勤務実績に基づき支給することとされているが、診療業務委嘱医に係る病院外の待機を勤務の対象として、日額報酬や宿日直手当を支給していることから、報酬の対象となる勤務の内容や勤務実績の確認方法について、検討する必要がある。

(4) 賃金

《指導事項》

賃金の支給において、通勤手当などの確認が不十分であったため、過払いとなっているものや未支給となっているものがあった。

(ウ) 旅費

《指摘事項》

費用弁償の執行において、委嘱医が道立病院に到着した日に宿直勤務を行った場合の旅費については、宿泊料の額から食卓料相当額を減じた額を減額し支給することとされているが、この減額を行わずに支給したことから、過払いとなっているものが、73件、55万4,800円あった。(羽幌病院)

《指導事項》

- a 研修会に係る講師の依頼旅費において、居住地から私事滞在地までの交通費は支給することができないが、これを支給したことから、旅費の支給額が過払いとなっているものがあった。
- b 航空機を利用する旅行において、旅費請求書に航空機の搭乗券等が添付されていない場合には、旅行命令権者は、旅行者に理由書と用務先の対応証明等を提出させ、航空機を利用した事実を確認しなければならないが、この事実確認を行っていないものがあった。

《検討事項》

特別職非常勤職員である診療業務委嘱医に係る費用弁償の執行において、長期間にわたって滞在旅費を支給しているが、費用弁償の対象とする滞在の定義が明らかとなっていないことから、支給の基準等について検討する必要がある。

ウ 契約に係る事項

(7) 工事契約

《指導事項》

工事の請負契約に係る競争入札の執行において、予定価格が250万円を超えるときは、低入札価格調査制度と最低制限価格制度のいずれかを適用することとされているが、これらを適用しないで入札を執行しているものがあつた。

また、工事の請負契約に係る制限付一般競争入札において、入札参加資格の審査については、合議制の組織において行うこととされているが、これを行っていないものがあつた。

(4) 委託契約

《指摘事項》

a 委託契約に係る入札の執行において、入札保証金については、過去2年間に地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結するなどの実績がある場合は、その納付を免除することができることとされているが、当該免除要件に該当しない者の入札保証金を免除しているものが、1件、78万8,550円相当あつた。(北見病院)

b 業務委託契約に係る予定価格の算定においては、契約の目的となる役務について、取引の実例価格、履行の難易等を考慮して適正に定めなければならないが、月によって保守点検業務の内容が異なるにもかかわらず、1箇月当たりの保守点検価格に12を乗じて、年間の予定価格を算定し、委託料の支払を毎月の均等払いとしていた。

また、受託者が委託業務の一部を再委託する場合には、あらかじめ委託者が書面により承諾することとされているが、業務の再委託に係る内容が明らかとなっていない再委託の申請に対し承諾を行うとともに、再委託に係る承諾を行っていない別の第三者が承諾を得ずに業務を行っているものがあつた。

(緑ヶ丘病院)

《指導事項》

a 委託契約に係る入札の執行において、入札保証金の納付を免除する場合は、入札保証保険契約の保険期間が入札当日から起算して9日以上でなければならないが、これよりも短い期間の保険契約によって免除を行っているものがあつた。

b 指名競争入札の入札結果等については、ホームページなどにおいて公表することとされているが、これを行っていないものがあつた。

《検討事項》

医療機器に係る保守点検委託業務の予定価格の算定において、積算内訳の根拠が明らかとなっておらず、道立病院間でも区々となっていることから、積算基準を定めるなど適切な積算方法について検討を行う必要がある。

また、事前に業務量の把握が困難な随時点検業務を含めて契約を行っているが、業務量確定後に精算する委託内容となっていないことから、適切な委託の方法等について検討を行う必要がある。

(ウ) その他の契約

《指摘事項》

白衣等の物品に係る洗濯業務において、検査員がクリーニングの履行確認の検査を行ったときは、クリーニング発注記録票の所定欄に、実際に検査を行った検査員がその結果を表示することとされているが、これを行っていないかった。

また、複写機の賃貸借契約において、代金の支出に当たっては、複写機のカウンターを確認し、実際に確認を行った者が、カウンター確認票を作成することとなっているが、これを行っていないかった。
(羽幌病院)

《指導事項》

a 一般廃棄物の処理業務において、廃棄物の計量の確認は、契約担当者等が指定する検査員が行わなければならないが、指定された検査員でない者が行っているものがあった。

また、この中には当日在勤していないにもかかわらず、当該職員が検査を行っているものがあった。

b 一般競争入札の入札結果等については、ホームページなどにおいて公表することとされているが、これを行っていないものがあった。

また、指名競争入札等に係る入札参加者指名選考委員会での指名選考の過程等についても、ホームページなどで公表することとされているが、これを行っていないものがあった。

エ 財産に係る事項

(7) 固定資産等

《指摘事項》

a 事業財産の使用許可に係る使用料について、本来適用すべき算定基準等によらずに使用料を徴収したことから、過少となっているものが、4件、6万3,866円あった。
(子ども総合医療・療育センター)

b 事業資産の使用許可に係る使用料について、本来適用すべき算定基準等によらずに使用料を徴収したことから、過少となっているものが、2件、12万4,834円、過大となっているものが、1件、3,541円あった。
(羽幌病院)

《指導事項》

a 借上公宅の借替えについては、道の都合により借上公宅を明け渡す場合に限り、借替えを認めることとされているが、人事異動に伴う転入者について、従来の借上公宅ではなく、転入者が希望する住宅を新たに借上公宅としているものがあった。

b 事業財産の使用許可に係る使用料について、加算料金の算定に当たり、本来適用すべき算定基準等によらなかったことから、過少や過大となっているものがあった。

《検討事項》

事業財産の使用許可に係る加算料金について、暖房経費などを使用者に負担させることが相当であるときは、使用料に加算して徴収することとされているが、各道立病院の算定方法が区々となっていることから、具体的な算定方法について検討する必要がある。

(1) 物品

《指摘事項》

薬品の経理においては、貯蔵品受払簿と、これと関係のある他の帳簿とを照合し、正確な残高の確認に努めなければならないが、貯蔵品受払簿と勘定元帳の現在高が一致していなかった。(羽幌病院)

(3) 経営に係る事業の管理について是正又は改善を求めたもの

《指摘事項》

ア 病院事業の経営については、当年度の純損失が、13億3,587万8,627円となっており、累積欠損金は683億6,179万5,887円と多額となるなど、極めて厳しい経営状況にあるため、引き続き経営の改善を図る必要がある。(保健福祉部)

イ 工業用水道事業の経営については、当年度の純損失が939万6,789円となっており、累積欠損金は241億9,656万5,914円と多額となるなど、厳しい経営状況にあるため、引き続き経営の改善を図る必要がある。(企業局)

(4) その他是正又は改善を求めたもの

《指導事項》

ア 物品出納員及び現金取扱員に異動があったときは、前任者は引継書等を作成し、後任者に引き継ぐこととされているが、これらを行っていないものがあった。

イ 交通事故が発生したときは、出先機関の長は、自動車事故報告書を総務部長に提出しなければならないこととされているが、長期間にわたり事務処理が遅延し、公用車が修繕されていないものがあった。